

神戸市地域防災計画

大規模事故災害対策編

令和7年9月

神戸市防災会議
神戸市

目次

■ 予防・応急対応計画	1
第1章 大規模火災	2
1-1 異常気象時等の火災	3
1-2 地下街火災防御対策	7
1-3 高層ビル火災防御対策	8
1-4 林野火災対策	9
第2章 海上事故災害	12
2-1 海上事故災害の範囲	13
2-2 災害予防対策	13
2-3 災害応急対策	16
第3章 鉄道事故災害	21
3-1 鉄道路線の現況	22
3-2 災害予防対策	22
3-3 災害応急対策	25
第4章 道路事故災害	38
4-1 道路事故災害対象路線	39
4-2 道路災害予防対策	39
4-3 道路災害応急対策	41
第5章 航空機事故災害	44
5-1 情報の収集・伝達	45
5-2 応急活動態勢の確立	45
5-3 応急対応	46
第6章 原子力等事故災害	47
6-1 活動体制の確立	48
6-2 放射性物質事故災害	49
6-3 原子力発電所事故災害	53
第7章 その他の事故災害対策	60
7-1 石油コンビナート災害	61
7-2 危険物・有毒物取扱施設災害	62
7-3 その他の事故災害等対策	64
■ 復旧計画	66
第1章 公共施設の災害復旧	66

防災データベースの参照については、下記のように略記する。

資料項目		略記
防災 DB	共通編 総則資料	防災 DB 共総則
	共通編 防災組織計画資料	防災 DB 共防災組織
	共通編 予防計画資料	防災 DB 共予防
	地震・津波対策編 応急対応計画資料	防災 DB 地応急
	風水害対策編 応急対応計画資料	防災 DB 風応急
	風水害対策編 土砂災害関連データ資料	防災 DB 風土砂
	大規模事故災害対策編 予防・応急対応計画資料	防災 DB 大予防
防災 DB	協定関連 大都市との相互応援協定資料	防災 DB 協大都市
	協定関連 自治体との相互応援協定資料	防災 DB 協自治体
	協定関連 消防組織に係る応援協定資料	防災 DB 協消防
	協定関連 防災関連機関等との相互応援協定資料	防災 DB 協防災関連

■ 予防・応急対応計画

予防・応急対応計画は、過去の教訓や様々な想定を踏まえ、予見しうる大規模な事故災害に対して、発生を未然に防ぎ、被害の拡大を抑制するための予防対策と、災害が発生し、また発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的対応を行う等、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策について、災害の種類別に定めた計画である。

個別の計画については、下記のような構成となっている。

第1章 大規模火災

第2章 海上事故災害

第3章 鉄道事故災害

第4章 道路事故災害

第5章 航空機事故災害

第6章 原子力等事故災害

第7章 その他の事故災害対策

第1章 大規模火災

本章では、異常気象火災、地下街火災、高層ビル火災、林野火災等の大規模火災における事前対策及び応急対応について定める。

【 構 成 】

1-1 異常気象時等の火災

1-2 地下街火災防御対策

1-3 高層ビル火災防御対策

1-4 林野火災対策

実 施 担 当 部	担 当 業 務
危 機 管 理 部	・事故対策（警戒）本部の設置・運営に関すること
消 防 部	・避難指示に関すること ・避難誘導に関すること ・火災警戒、鎮圧、延焼防止に関すること ・被災者の救出に関すること

1-1 異常気象時等の火災

1. 基本方針

強風時、乾燥時、広域断水時等の異常な状況となった場合に、火災が発生すれば大火災となる危険があるため、火災警報を発令し住民に周知する等の方法により、注意を喚起する。

異常時には消防部隊を増強して警戒に当たり、火災の早期発見に努めるとともに、火災が発生した場合は、早期消火と延焼拡大の防止に努める。

火災の規模が拡大する恐れがある時は、直ちに応援部隊を要請のうえ、集中的な防御にあたることとするが、部隊や水利の不足により大火災を防御するための手段がなくなった場合、道幅の広い道路、河川等を防御線として設定し、部隊を集結させて防御にあたるほか、状況によっては破壊消防等により延焼を阻止する。

2. 強風時の火災防御計画

(1) 消防部隊の強化

状況により、警防規程の定めるところにより、消防署の部隊を増強する。

(2) 火災警報等発令下の措置

ア 火災警報の発令

火災警報は、神戸地方気象台が発表した火災気象通報を兵庫県から受けた時、または気象状況が火災の予防上危険であると認められる時、消防法第 22 条に基づき神戸市長が発令する。なお、副市長以下専決規程により消防長が発令する。

(ア) 火災警報発令基準(神戸市火災予防規則第 3 条)

- ・ 風速 15m 以上となった場合
- ・ 実効湿度 45% 以下に低下した場合
- ・ 風速 8 m 以上となり、実効湿度 60% 以下に低下し、火災発生の危険が大であると認められる場合

(イ) 火災注意報発令基準(警防規程第 71 条)

気象状況が火災警報発令基準に近く、かつ、住民に対して火災に関する注意をうながす必要があると認める場合、消防長が発令する。

イ 消防部が行う措置

- (ア) 火災警報が発令され、気象条件その他により消防長が特に必要と認める時は、甲号または乙号非常招集を発令し、警備体制を確保する。
- (イ) 火災警報の発令、解除を警防規程別表第 10 に定める関係機関に通報、連絡するとともに、市民への周知を図るため、航空機等により必要な広報を行う。

ウ 消防署が行う措置

- (ア) 甲号または乙号非常招集の発令以外に、管内において広範囲にわたる断減水その他の悪条件が重なり、消防署長が必要と認める場合は、丙号非常招集を発令する。
- (イ) 消防団員の出動態勢を確保する。
- (ウ) 警報の発令、解除を関係機関に通報、連絡する。
- (エ) 広報車によるマイク広報、掲示板による広報を行う。
- (オ) 車両による警戒パトロールを実施し、火災の予防を市民に呼びかける。
- (カ) 車両及び資機材の万全を期し、出動体制を整える。

(3) 火災防御要領

消防車両等の出動は、警防規程に定める出動基準に基づくものとし、効率的な部隊の運用を行う。また出動部隊は次の事項に留意し、的確に判断のうえ、防御にあたる。

ア 現場最高指揮者は、時機を失せず必要な部隊を増強するほか、重要方面への延焼阻止を第一とする。

■ 大規模事故災害対策編

[予防・応急対応計画] 1. 大規模火災

- イ 大火災時の延焼阻止線として、南北方向はＪＲ、阪神、阪急等の鉄道及び高速道路等の高架を、また東西方向は、例えば住吉川、石屋川等の主要河川そして道幅の広い道路、公園、空地等を活用して防御に当たる。
- ウ 各級指揮者の防御担当面を指定して防御に当たらせる。
- エ 消防部隊と消防団員との連携による防御活動により、早期鎮圧を図る。

(4) 飛火警戒要領

- ア 現場最高指揮者は、飛火警戒の必要があると認める時は、消防部隊のうちから飛火警戒隊を指定して飛火危険方面に配置する。
- イ 消防部隊と消防団が飛火警戒に当たる場合は、消防部隊は飛火により最も危険と判断される要所に配置する。
- ウ 飛火警戒隊は、警戒範囲内の住民に対し、飛火警戒上の広報を実施し、または緊急に必要なときは消防法第 29 条第 5 項に基づき消防作業に従事させ、飛火による二次火災の発生を防止する。
- エ 飛火警戒隊は、避難者の誘導についても注意する。

3. 広域断水時の火災防御計画

(1) 増水手配の実施

水道局配水課の職員を各消防署に配置して同時出動し、制水弁の開閉による増水手配を行う。また、火災発生と同時に水道局と連絡をとり、同様の処置を依頼する。

(2) 消防部隊の出動等

- ア 10 t タンク車等タンク車群を優先出動させる。
- イ 防火水槽、プール、河川、海水等の自然水利を活用した防御活動を行う。
- ウ 海水を活用できる場合は、大容量送水ポンプ車、消防艇の早期出動を行う。
- エ 水利が長距離の場合、現場最高指揮者は、中継送水及び相掛かりを行うなど効率的な部隊の運用を図る。
- オ 車両積載資機材の点検と積載ホースを増加する。
- カ 消防団員の出動体制を確保しておく。
- キ 火災の状況により、海上保安庁の消防艇及び協力艇の出動を要請する。
- ク 企業の自衛消防隊の協力を依頼する。
- ケ 水道局等他機関の給水車の活用を考慮する。
- コ 日勤者及び非常招集により消防部隊を増強する。
- サ 防火水槽、プール等を使用した場合、必ず補給する。

(3) 住民に対する広報等

- ア 火気の取扱に十分注意するよう広報を徹底し、火災の発生防止に努める。
- イ 消火器、風呂水の蓄え等火災発生時の初期消火の備えを徹底する。
- ウ 消防車両等による火災警戒パトロールを実施する。

4. 続発等異常時の火災防御計画

(1) 部隊運用

- ア 続発の状況によっては、通常時の出動基準によらず、1 件の火災現場への出動部隊を制限する。
- イ 司令課管制室が行う消防管制システムにより、消防部隊の効率的な運用を行う。
- ウ 消防団員の協力により、消火活動態勢を確保する。
- エ 日勤者及び非常招集職員により消防部隊を増強する。

(2) 火災防御要領

ア 一般的防御

地震時は同時多発火災が予想されるので、原則、火災の発見通報と同時に最寄りの消防署からそれぞれ消防隊を出動させ、可能な範囲で火災の早期鎮圧を図り、極力、延焼拡大の防止を図る。

イ 重点的防御

同時多発火災の場合、火災の延焼により、市民が重大な危険に陥るような場所、市民の保護及び市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある対象物、または施設を重点的に選定して消火活動を行う。

なお、この間に参集した消防職員及び消防団員により消防力を強化し、他の火災の防御にあたる。

ウ 集中的防御

さらに多くの火災が発生した場合は、消防力の不足は明白であるので、可能な範囲で自然の延焼阻止機能を利用した延焼阻止線(高架、大幅員道路、河川、公園、空地、耐火建築物等を利用)を設定し、消防力を集中して防御にあたる。

エ 避難通路の確保

市内各所で火災が発生し、消防力が不足し、市民の生命、身体に危険が切迫するような場合は、全消防力を投入して、市民の生命の保護及び安全な場所への避難通路を確保する。

(3) 住民の避難誘導等

ア 避難行動

下記の避難行動フローによる。

イ 避難の方法・誘導等

「地震・津波対策編 応急対応計画 第6章 避難計画 6-2 避難体制」による。

ウ 緊急避難場所(大火)の指定・開設・運営

「共通編 予防計画 第6章 避難計画 6-2 緊急避難場所および避難所の指定、地震・津波対策編 応急対応計画 第7章 緊急避難場所及び避難所の開設・運営」による。

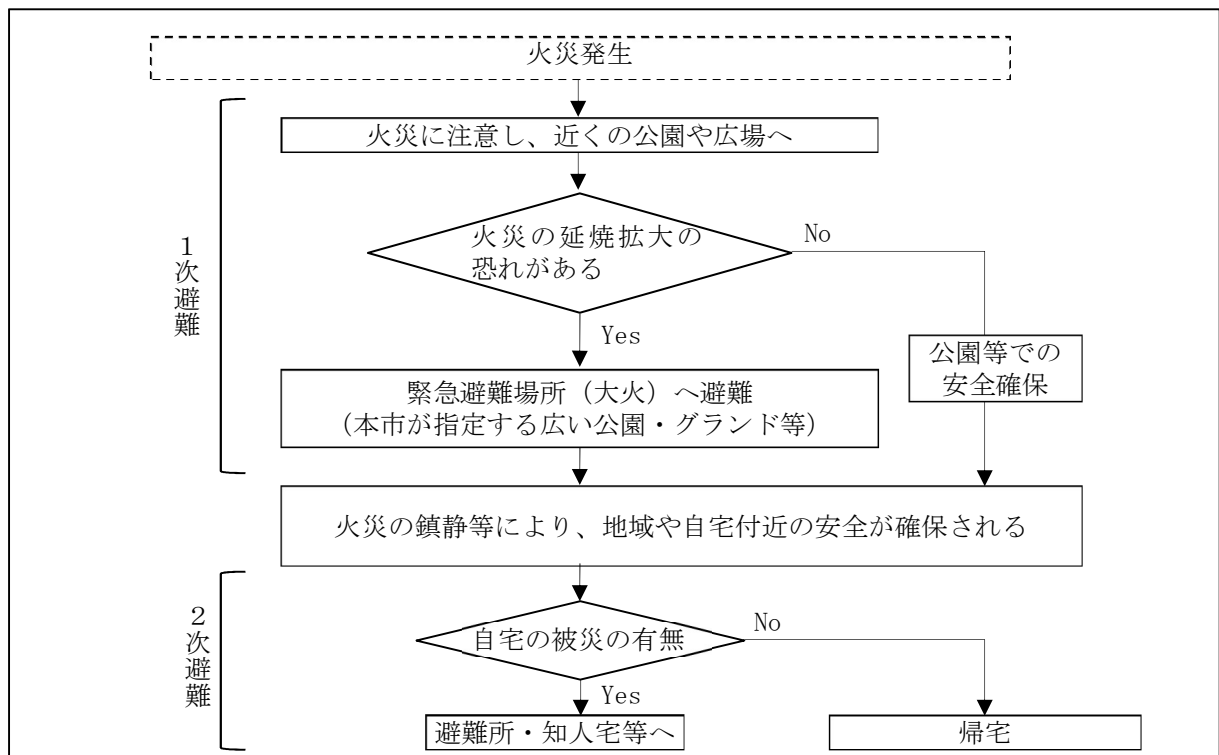


図 1-1-1 避難行動フロー図

■ 大規模事故災害対策編

〔予防・応急対応計画〕 1. 大規模火災

(4) 市民消火活動の強化

市内各所で火災が発生した場合、現有の消防力では対応に限界があることから、火災被害を最小限に食い止めるための方策として、市民による初期消火活動が有効である。

そのため、可搬式ポンプとホースが併設された耐震性貯水槽を利用した、市民による初期消火活動を推進するとともに、防災福祉コミュニティに対する消火活動の訓練等を充実・強化する。

(5) 企業自衛消防隊と市民消火活動との連携の強化

企業自衛消防隊は、自己周辺で火災が発生した場合は、可能な限り消火活動を行う。また、地域住民の行う訓練等に参加し、連携の強化に努める。

(6) 他都市消防機関からの応援

下記に挙げたものに加え、「地震・津波対策編 応急対応計画 第5章 地震火災対策 5－6 他都市消防機関の応援」に挙げた協定等により、応援を求める。

ア 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(消防組織法第45条)(防災 DB 協消防 資料1)

イ 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び運用に関する要綱(防災 DB 協消防 資料2、3)

応援要請要領及び応援隊の任務等については、地震・津波対策編に定めるとおりとする。

1-2 地下街火災防御対策

1. 地下街火災の特性および警防活動

(1) 地下街火災の特性として次の諸点に留意のうえ、警防規程に基づき火災に対応する。

ア 一般的な燃焼特性

地下街は、地上の密集商店街と類似しているが、地下に設けられているため、その燃焼は出火箇所の区画の状況、内部可燃物の状態、空気の流動の多少によって異なり、特性として①濃煙の充満、②緩慢な燃焼などが挙げられる。

イ 避難および救助の困難性

地下街火災の避難および救助にあたっては、一般建物火災に比べて次のような困難性が生ずる。

(ア) 避難路の不明確性

(イ) パニック現象による避難困難性

(ウ) 要救助者の確認困難性

(エ) 消防活動の人命危険性

2. 事前対策

(1) 施設管理者等が措置する事項

ア 防火管理体制の現状把握

(ア) 消防用設備等の点検

(イ) 防火管理者の責務の周知

イ 施設等の改善と実施

施設管理者等は、その施設の整備ならびに管理について、特に避難対策を重点に改善の計画を作成し、実施する。

ウ 連絡協調体制

(ア) 地下街の状態変化に即応した消防計画を作成し、消防機関に提出する。

(イ) 火災発生時に、消防機関に人命危険、火災情報等を連絡する。

エ 教育訓練の実施

地下街関係者は、関係する施設等と合同して、消防に関する知識・技能の教育訓練を随時行い、常に火災に対処し得るように努める。

(2) 警防計画

各消防署は、事前に対象物の構造、設備等の実態を調査・検討し、実態に即応した防御計画を作成する。

ア 警防計画の基本方針

作成にあたっては、避難誘導及び救助活動等の人命安全確保を最重点とする。

イ 消防部隊の配備・運用計画

要救助者の状況および対象物の燃焼力と燃焼経過を推定して、これに対応する消防部隊と所要資機材を的確に判定し、配置すべき位置、集結または活用すべき場所を計画する。

ウ 対象物の組織、設備等の活用計画

消防隊の円滑な防御活動を実施するため、特に次の事項について計画する。

(ア) 自衛消防組織の活動方針把握及び消防隊との連携方法等

(イ) 消防用設備等の設置状況把握及びその活用方法等

(3) 関係機関に対する情報連絡並びに協力の依頼

地下街火災の消防活動を、有機的かつ総合的に実施するため、警察、医療、ガス、電気その他関係機関との情報連絡体制を確立しておく。

■ 大規模事故災害対策編

[予防・応急対応計画] 1. 大規模火災

3. 地下街火災発生の際の出動体制

地下街火災の発生に際して、次の出動体制に基づき応急対応をする。なお、死傷者が多数発生した場合には、「大規模災害運用要綱」による。

出動区分	指揮隊	消防隊	救助隊	救急隊	特殊・支援隊	ヘリコプター	計
第1出動	2 隊	6 隊	4 隊	1 隊	3 隊	1 隊	17 隊
第2出動	—	6 隊	1 隊	1 隊	—	—	8 隊
第3出動	—	4 隊	—	—	—	—	4 隊
計	2 隊	16 隊	5 隊	2 隊	3 隊	1 隊	29 隊

1－3 高層ビル火災防御対策

1. 自衛消防体制

(1) 事前措置

高層建物の管理について権限を有する者は、法令の定めるところにより、ア) 当該防火対象物について消防計画の作成及び再検討、イ) 消防計画に基づく消火、通報連絡及び避難の訓練実施、ウ) 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、エ) 火気の使用、取扱に関する監督、オ) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の把握等、を徹底させるとともに、災害活動上支障となる物件の除去その他必要と認める事項に関し、事前の措置を講ずる。

ア 消防計画の作成

避難計画、自衛消防隊の結成等に留意する。

イ 消防用設備の管理

自衛消防隊等により、十分に活用できるよう消防用設備の維持管理を徹底させる。

ウ 教育訓練の強化

自衛消防隊員、従業員の初期消火及び通報、避難誘導等に関する教育訓練を徹底する。

エ 消防隊との協力体制の確立

(2) 火災発生時の措置

ア 消防機関へ火災発生の通報

イ 火災状況確認

ウ 建物内部に対する火災発生の放送と避難誘導

エ 初期消火

オ 消防隊到着時の措置

カ その他の措置

2. 事前対策

(1) 警防計画の作成

消防署長は警防規程に基づき、高層建物警防計画を作成する。

ア 計画事項は、建物の実態把握、消防部隊の配備・防御の重点方策等とする。

イ 警防計画を活用して各級指揮者への事前命令、図上訓練の実施、各隊の連携体制の確立等を図る。

3. 応急対応計画

高層ビル火災の発生に際して、次の出動体制に基づき応急対応をする。

出動区分	指揮隊	消防隊	救助隊	救急隊	特殊支援隊	はしご隊	ヘリコプター	計
第1出動	2 隊	5 隊	3 隊	1 隊	—	1 隊	1 隊	13 隊
第2出動	—	3 隊	1 隊	—	2 隊	1 隊	—	7 隊
第3出動	—	4 隊	—	—	—	—	—	4 隊
計	2 隊	12 隊	4 隊	1 隊	2 隊	2 隣	1 隊	24 隊

1－4 林野火災対策

1. 林野の現況

(1) 地勢

神戸市を代表する六甲連山は、武庫川を東端とし、宝塚・西宮・芦屋の各市を経て、神戸市域を南北に分断しつつ塩屋まで連なっている。六甲連山を大きく分けると主六甲山塊と、小六甲と呼ばれる帝釈山塊とが、県道神戸三田線をはさんで対峙している。

主六甲山塊には、標高 931m の六甲最高峰を初めとし、摩耶山(698m)、再度山(469m)、菊水山(459m)、高取山(325m)、鉄拐山(237m)などの山々が、ドライブウェイ、主要県道、神戸電鉄、登山道などによって縦横に区分されながら、東から西に低く傾斜している。

帝釈山塊は、帝釈山(586m)を中心に北神地域で大きな面積を占めている。

西神地域には高い山がなく、標高 200m ぐらいまでの山々が点在して高原状をなしている。

(2) 植生の状況

現況は、針葉樹、広葉樹をはじめ、これらの混交林及び雑木としてヤシヤブシ、ヤマハンノキ、ヒメハンノキ、ニセアカシヤなどが植生している。

植生の大きな分布では、六甲山系の東部に針葉樹林(マツ、スギ、ヒノキ)、西部に広葉樹林(カシ、シイ、クスノキ)が多い。

2. 林野火災の特性

林野火災の特性として主な事項をあげると次のとおりである。

- ① 林野は広大であるが、一定の季節、時刻、地域等に集中的に発生する傾向がある。
- ② 出火原因のほとんどは、不特定な入山者のたき火、たばこ、マッチ等による単純な不注意や、あぜ焼からの延焼、飛火である。
- ③ 延焼形態は、気象、植生物、林相等によって大きな影響を受け、千差万別である。また、発見通報が遅れるため、大規模な火災に移行する恐れが大きい。
- ④ 消防車の通行可能な林道が少ないこと及び水利の便が悪いことから、消火体制が整うまでに相当時間を要する。その間に延焼拡大を続け、消火活動に長時間を要し、消防隊員の疲労と危険が伴う。
- ⑤ 主として、かん木、未成育樹、笹、雑草の多い林野については、延焼が急速で火面が拡大し易いが、一旦注水すれば消火は容易である。
- ⑥ 可燃物の質量は、場所によって大きな差がある。
- ⑦ 地形によって局所的に気象状況が急変し、急激燃焼等により人命の危険を伴う。

3. 事前対策

(1) 消防機関による対策

予防広報、防火パトロール、監視体制の強化ならびに広報ポスター掲示の設置、喫煙等禁止看板の設置等の施設面を整備する。

ア 予防広報

■ 大規模事故災害対策編

[予防・応急対応計画] 1. 大規模火災

山火事防止月間行事として、現在実施している事項を含めて次のとおり行う。

- ① 職・団員による登山道等での広報訓練、②山の指導委員（グリーンパトロール）による登山者へのマナー指導、③ホームページ・SNS・ラジオ・テレビ等を活用した広報、④山火事防止啓発広報物の配布

イ 防火パトロール

林野火災多発期間は、職・団員及び山の指導委員（グリーンパトロール）を主体に登山コース等の防火パトロールを実施する。

ウ 監視体制

林野火災多発地域を重点に火災の早期発見と広報を併せて実施するため、状況に応じてヘリコプターによる上空からの監視及びテレビ監視を行う。

(2) 消防施設等の整備

林野火災の防御活動をより効率化するため、機械力の導入を積極的に図るとともに、それらを有効に活用するための施設を整備する。

ア 林野火災用水利の整備

イ ヘリコプター活用拠点の整備

ウ 活用資機材の整備

(3) 消防体制の確立

林野火災発生時には直ちにその特性に応じた消防体制へ移行できるよう体制の整備を図る。

ア 出動体制

第1出動でポンプ自動車（タンク車を含む、以下同じ）4台、10tタンク車1台、ヘリコプター1機、及び指揮車2台とし、以降は現場の状況に応じて第2出動により対応する。

イ 警防計画の作成と整備

消防署ごとに管轄区域内の重要な林野を対象に効果的な防御活動ができるよう、林野火災警防計画書等を作成し、平素から消防隊員に周知しておく。

ウ 消防訓練の実施

林野火災多発期前には、林野火災警防計画書に基づき各消防署管内の林野火災多発地域を対象に、図上訓練と実地訓練を行い、各種防御技術の習熟を図るとともに、林野火災用防火水槽等への補水その他水利確保の措置を講じておく。

4. 防御活動

林野火災の防御は、迅速な出動による早期注水体制の確立により行う。

(1) ヘリコプターによる消火及び情報連絡

航空機動隊は、林野火災第1出動で出動し、消火活動のほか司令課及び現場最高指揮者と密接な連絡をとり、地上部隊の誘導、情報の収集伝達その他防御活動に従事する。

(2) 集結場所の決定

火面が広範囲にわたる場合には、出動部隊を一定の場所に集結させ、任務分担を明確に指示し、一斉に防御活動を行う。

(3) 増強部隊の要請

現場最高指揮者は、大規模火災で鎮圧に長時間を要すると認められる場合は、機を失せず増強部隊を要請する。

(4) 隣接市町との境界付近の林野火災

隣接市町との境界付近の林野火災については、すみやかに相互応援協定に基づき、当該区域への延焼防止活動の要請を行う。

(5) 飛火警戒

林野火災時には、風速、局地風の発生、火災規模、地形、可燃物の状況によって差はあるが、飛火による二次、三次火災の発生の危険がある。状況に応じて飛火警戒隊の配置、警戒範囲等にも十分配慮する。

(6) 残火の警戒

現場最高指揮者は、消火方法、風速、可燃物の種類、腐葉土の堆積状況等を考慮し、再燃出火の危険があると判断した場合は、警戒員を待機させるなど残火の警戒を行う。

第2章 海上事故災害

海上において大規模な船舶の事故が発生した場合、消火・人命救助のため、船艇や航空機などによる大規模な応急対応が必要となる。

また、船舶事故等により大規模に油等が流出した場合、流出油の防除は原則として船舶所有者に責任があるが、自力で解決が不可能で、本市の港湾区域、漁港区域及びその周辺の陸岸に近い海域(以下「沿岸海域」という。)等において重大な影響が発生、もしくは発生する恐れがある場合、被害を防止するため、各防災関係機関と協力して対応する必要がある。

ここでは、本市が防災関係機関と協力してとるべき対策を中心に応急的に定めるが、本計画と「兵庫県地域防災計画 海上災害対策計画」等、他の計画との整合を図るため、適宜、本計画の修正等を行う。

【 構 成 】

2-1 海上事故災害の範囲

2-2 災害予防対策

2-3 災害応急対策

実施担当部	担当業務
危機管理部	・事故対策（警戒）本部の設置・運営に関すること ・海上事故災害における連絡体制に関すること
港湾部	・港湾区域等での応急処置に関すること ・流出油防除資機材の整備に関すること
消防部	・港湾区域等での応急処置に関すること ・流出油防除資機材の整備に関すること ・捜索・救助・救急・消火に関すること
健康部	・救急医療に関すること
環境部	・大気汚染対策等に関すること
区・各部	・情報提供、広報に関すること

2-1 海上事故災害の範囲

この計画における「海上事故災害」とは、以下の場合を指し、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に適用する。

- ① 本市の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合
- ② 重油等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及んだ場合又は被害が及ぶ可能性がある場合

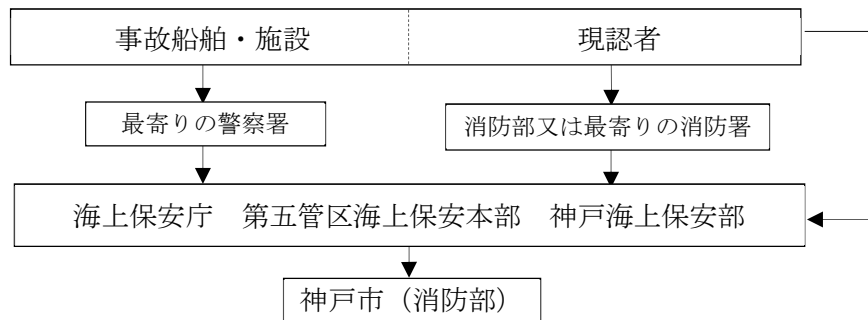
2-2 災害予防対策

1. 情報の収集・伝達手段の整備

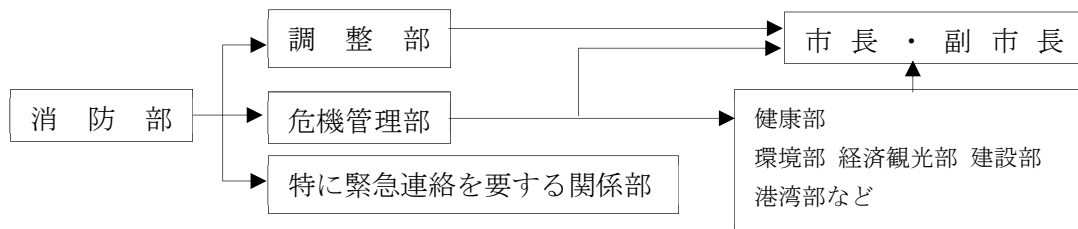
(1) 連絡体制等

危機管理部等は予め以下の項目を定めておく。

ア 事故発生時の連絡体制は以下のとおりとする。



イ 庁内の連絡体制は以下のとおりとする。



ウ 国・県等への情報伝達

兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)、ホットライン等を利用した国・県等の計画に基づく情報伝達体制の整備

エ 情報収集・伝達手段の確保

コンピューターシステム、有線系・無線系・衛星系システムの整備

オ 消防部監視カメラ、ヘリコプターなどを利用した情報収集体制の整備

(2) 情報の分析整理

危機管理部、消防部等は、防災関係の職員に対し、平素から専門的な知識を習得させるとともに、関連情報を収集し、情報の分析・整理の向上に努める。

■ 大規模事故災害対策編

[予防・応急対応計画] 2. 海上事故災害

2. 災害応急体制の整備

(1) 捜索・救助・救急・医療活動

消防部等は、海上災害に備えて船舶・ヘリコプター・救助資機材を整備するとともに、健康部等は医療システムを充実させる。

(2) 消火活動

ア 資機材の整備、相互応援協定の締結

消防部は、消防艇、化学消火薬剤など消防用設備等の整備促進を図る。

イ 他都市等との連携

本市または隣接市町の区域で災害が発生した場合に、相互の消防力等を活用して応急対策活動を行うための相互応援協定を締結する。

(3) 緊急輸送活動

本市は、神戸海上保安部、警察等と連携して、傷病者や物資の搬送のための緊急輸送が円滑に進むよう、緊急輸送用車両の確保やヘリコプターを活用するための離発着場の指定など、予め対策を講じる。

(4) 大規模流出油の防除

ア 船舶・オイルフェンスなど流出油防除資機材の整備

海上へ流出した油の拡大を防止するためオイルフェンスの展張、油の処理・回収作業を行うための資機材を以下のとおり整備している。

※ 隣接市町における流出油駆除資機材の保有状況（防災 DB 大予応 資料 2-2-1）

(ア) 港湾部

a オイルフェンス

保存場所（海面までの引出し距離）	保有量(m)
神戸市中央区波止場町、国産3号上屋（約230m）	480
PI 北公園（20m）	200
須磨港（15m）	75(25×3)

b 油処理剤(ゲル化剤を含む)

保存場所	保有量		備考(製造所名等)
神戸市中央区波止場町、国産3号上屋（約230m）	30 缶	540 リットル	メールクリーン 505 タイホー工業等

c 油吸着材(高粘度油回収ネットを含む)

保存場所	製品名	保有量(枚)
神戸市中央区波止場町、国産3号上屋（約230m）	タフネルオイルブロッター	800

d 船艇

船名	総トン数 (航行区域)	速力 (ノット)	最大搭載人員 (乗組員数)	放水能力 (m ³ /h)	通信設備	通常の用途
竜王	18.00 (平水区域)	10	10 (3)	60	国際VHF 携帯 業務無線	港務艇
きくすい	26.00 (平水区域)	18.0	20 (4)	40	国際VHF 携帯 業務無線	港務艇

(イ) 消防部

a 油処理剤(ゲル化剤を含む)

保存場所	保有量		備考(製造所名等)
水上消防署	15 缶	270 リットル	シーグリーン、ネオス

なお、油処理剤は、火災の発生危険の高いとき以外は使用しない。

b 船艇

船名	総トン数 (航行区域)	速力 (ノット)	最大搭載人員 (乗組員数)	放水能力 (ℓ)	通信設備	通常の用途
たかとり	46.00	27.0	19(7)	16,000	消防無線	消防艇
くすのき	19.00	24.0	15(6)	10,000	消防無線	消防艇

(5) 環境保全対策

環境部等は、流出油災害等に備えて環境調査体制、関係職員等の啓発を図る。

(6) 防災訓練の実施

「大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会」が主催する訓練等に参加するとともに、本市総合防災訓練についても、海上災害を想定した訓練を充実し、隣接市町、関係機関等との連携強化、職員の防災活動への習熟を図る。

(7) 海上防災思想の普及

危機管理部等は、海上防災思想の普及を図るため、職員への防災関係研修での海上災害に関する内容の充実、海上災害に関する資料等の情報提供等に努める。

2-3 災害応急対策

1. 事故発生情報等の伝達

防災関係機関等に対する事故発生及び災害の状況の伝達は、災害予防対策で予め定めた伝達系統により行う。

2. 活動体制の確立

(1) 流出油事故警戒本部の設置(大規模流出油事故災害の場合)

危機管理部長（危機管理局長）または副部長（危機管理局副局長）は、大阪湾内等で流出油事故が発生し、本市沿岸海域等にも影響が出る可能性がある場合は、警戒本部を設置する。本部長は危機管理部長または副部長、本部員は以下のとおりとする。

危機管理局防災専門官、危機管理局課長（6）、企画調整局広報戦略部部長（報道担当）、健康局政策課長、環境局環境企画課長、経済観光局経済政策課長、建設局副局長（総務事務取扱）、港湾局海岸防災課長、港湾局海岸防災課課長（防災担当）、消防局警防部警防課長

（活動内容）

ア 流出油に関する情報の収集・伝達等

各部は、必要に応じて以下の活動を行う。

（ア）情報収集・伝達

各部は、海面監視、パトロールなどにより状況を把握した場合、必要に応じて危機管理部及び各部局に伝達する。

また危機管理部は、収集した情報を国・県防災計画等に基づき、関係機関に報告する。

（イ）流出油及び海面の監視

初期情報から、流出油等の影響が沿岸海域にあると認める時は、関係部局は次により流出油を監視する。

a 港湾部及び消防部は、港務艇、ヘリコプター等による情報収集を行う。

b 沿岸施設所管部局は、流出油の動向により必要に応じて施設の海面監視を行う。

（建設部：下水処理場等、港湾部：神戸港管理事務所等、その他部局：各管理施設）

イ 各部の連絡調整

ウ 必要に応じて現地警戒本部の設置

エ 海上事故対策本部の設置の検討

(2) 海上事故対策本部の設置

市長は、船舶事故等により大規模な消火・救助・救出・医療活動等が必要となった場合、又は流出油等の重大な影響が本市沿岸海域等に及ぶと認められる場合は、神戸市海上事故対策本部（以下、「事故対策本部」という。）を設置し、応急対応活動体制を確立する。

なお、本部長は市長、副本部長は副市長とする。また、本部員は下記構成局の局長とする。

ア 事故対策本部構成局(大規模流出油事故災害の場合)

	事故対策本部構成局
大規模流出油事故災害の場合	企画調整局 危機管理局 行財政局 健康局 環境局 経済観光局 建設局 港湾局 消防局
大規模流出油事故災害以外の場合	災害の状況に応じて市長が指名

イ 職員の派遣

事故対策本部構成局は、本部が設置された場合、情報連絡室（オペレーションセンター）に情報連絡員を派遣する。

ウ 現地対策本部の設置

被災現地での応急対応や市役所等との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に「現地対策本部」を設置する。

(3) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、本市沿岸海域等で海上災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合、特に全庁的に防災活動の推進を図る必要があると認める時は、災害対策本部を設置する。

イ 組織及び事務分掌

「共通編 防災組織計画 第3章 防災に関する組織」による。

(4) 職員の動員・配備

流出油等が本市陸岸に漂着した場合又は漂着の恐れがある場合は、流出油回収等にあたって多数の人員を必要とすることから、事故対策本部又は災害対策本部は、必要な人員を確保するため、防災指令等に基づき職員を動員・配備する。

※以下に掲げる活動は、事故対策本部、災害対策本部の設置の有無にかかわらず必要があれば各部は活動を行う。

(5) 他都市及び防災関係機関との連携

県が流出油防除対策のために設置する地元連絡協議会に参加するなど、他防災関係機関との積極的な連携を図る。また、必要に応じ、各種災害時相互応援協定等に基づき、隣接市町等に対し応援を要請する。

3. 港湾区域等での応急措置

港湾部は、港湾区域等における船舶火災、大量の流出油災害の軽減と安全を確保するため、次の事項を実施する。

- (1) 阪神港長に対し、入港船の停止等の海上規制を要請する。
- (2) 関係機関と協力して油の拡散防止、火災の延焼防止に努める。
- (3) ふ頭に影響を及ぼす場合、当該担当管理セクションはふ頭利用業者に対し協力を要請する。
- (4) 防災関係機関との連絡調整を図る。

4. 捜索・救助活動

- (1) 海上における火災救出等は、神戸海上保安部が主体となって対応するが、特に本市沿岸部で海難があった場合は、消防部は神戸海上保安部と協力して活動する。
- (2) 災害の規模、態様に応じ、神戸海上保安部長と消防部長は、「船舶における消防活動等に関する業務協定（防災 DB 協消防 資料 17）」に基づいて活動する。
- (3) 協定外の業務にあっても、災害の規模、態様によっては、神戸海上保安部長と消防部長が協議して活動する。

5. 救急・医療活動

消防部、健康部等は、海上事故による負傷者等の救急・医療活動について、以下の主な活動等を「地震・津波対策編 応急対応計画 第4章 救助・救急医療体制」に準じて行う。

- ① 救護所の設置、② 救護班の編成、③ 負傷者の病院等への搬送、
④ 県、日赤等への医師等派遣要請 等

6. 消火活動

消防部は、海上火災につき神戸海上保安部等から応援要請があったときは、協力して消火活動を行う。

(1) 「船舶における消防活動等に関する業務協定」

■ 大規模事故災害対策編

[予防・応急対応計画] 2. 海上事故災害

神戸港湾区域内における消火活動の分担範囲は以下のとおり定められており、分担外についても相互に協力する。

神戸市消防部の分担範囲	1 ふ頭、又は岸壁に保留された船舶及び上架又は入架又は入架中の船舶
	2 河川又は運河における船舶
神戸海上保安部の分担範囲	1 上記以外の船舶

(2) 情報受伝達内容

現場等で情報を収集した場合、次の事項を防災関係機関に受伝達する。

- ア 要救助者情報、イ 被災の状況(関係者、関係機関からの情報)、ウ 船舶の構造
エ 積載物の情報(量、種類、危険性)、オ 設置消火設備の状況等

(3) 消防警戒区域の設定

陸上への延焼防止など二次災害に配慮した警戒区域の早期設定、また災害の推移に基づく拡大、縮小を行う。

(4) 消防活動の重点実施項目

消防部の消防活動は、次の事項に留意して活動を行う。

- ア 現場最高指揮者は、各種船舶の火災特性、潮流、波浪、風速及び火災船舶周辺の状況等の各種事象を把握し、その状況に適応した防御を行う。
- イ 現場最高指揮者は、防御に際して関係機関及び当該火災船舶の関係者等と協議のうえ防御方針を決定する。ただし、はしけその他小規模な火災で、協議の必要が認められない場合は、この限りでない。
- ウ 陸上部隊は、当該火災船舶の消火及び沿岸施設への延焼防止を、水上部隊は、当該火災船舶の消火及び周辺船舶への延焼防止を主眼として連携を密にし、行動する。
- エ 現場最高指揮者は、火災を確認し、注水、蒸気、炭酸ガス、薬剤、その他各種消火手段のうち効果的な手段を取る。ただし、注水消火に際しては、火災船舶の傾斜等に十分注意する。
- オ 各級指揮者は、ハッチ内等への進入に際し、特別の理由がある場合を除き、隊員の単独行動を命じてはならない。

7. 緊急輸送活動

対策本部等は、神戸海上保安部、警察等と連携して、以下の主な活動などについて、「地震・津波対策編 応急対応計画 第11章 災害時交通規制・緊急輸送対策」等に準じて行う。

- (1) 市登録業者からの緊急輸送用車両の確保
- (2) 緊急輸送用車両の県などへのあっせん依頼
- (3) 市道などの緊急道路啓開
- (4) ヘリコプターによる緊急輸送活動 など

8. 流出油防除対策

(1) 資機材の調達

行財政部等は、以下の流出油防除用資機材を業者等から調達する。

ア	スコップ類、	イ	へら類、	ウ	ひしゃく、	エ	バケツ、	オ	ビニールシート、
カ	ゴム手袋、	キ	長靴、	ク	ビニール合羽、	ケ	マスク等		

なお、事故対策本部等は、以下の資機材について、流出油防除活動上不足するものは、国等へ支援を要請し、調達する。

ア	オイルフェンス、	イ	油回収機、	ウ	油処理剤、	エ	油吸着材、	オ	液体油ゲル化剤、
カ	粉末油ゲル化剤								

(2) 本市沿岸海域における防除対策

神戸市は、神戸海上保安部から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合、又は市長が必要と認めた場合は、重油等の海岸への漂着に対処するため、その防除について、神戸海上保安部等との連携を密にして必要な対応を行う。

(3) 本市陸岸に漂着した油等の回収

流出した油等が本市陸岸に漂着した場合、事故対策本部等は、県が作成した回収方針に基づき作業計画を策定する。その際、漁業・観光業者の意見を聞く。また、活動に必要な人員を算定し、防災指令等に基づき、各部局より職員を動員・配備する。

(4) 回収した流出油等の応急的な一時保管

船主等の防除義務者及び防除義務者と契約を結んでいる防除業者等が、流出油等の保管・運搬・処理を直ちに行うことができない場合、事故対策本部等は、神戸海上保安部等防災関係機関と協力して利用可能な空地等での廃油等の一時保管を行う。

その際、事後の補償交渉等を考慮して、防除業者等を通じ事前に保険会社と協議する。

なお、本来的には船主等の防除義務者及び防除義務者と契約を結んでいる防除業者等が主体となって廃油等の保管・運搬・処理を行うこととなっている。

(5) 大気汚染対策

流出油等の気化等による大気汚染に対しては、初期情報に基づき、以下のとおり対応する。

ア 環境部は、大気の監視及び汚染物質の分析を行い、汚染の状況に応じた対応を関係部局に通報する。

イ 健康部は、流出油の成分及び大気の分析結果から汚染物質による人体への影響を調査し、汚染の状況に応じた対応を関係部局に通報する。

また、市立病院、区保健福祉部等に対応を指示する。

ウ 事故対策本部又は災害対策本部、環境部及び健康部からの通報内容に基づき、必要と判断した場合、市長は県知事を経由して災害時における放送要請に関する協定(防災 DB 協防災関連 資料 2-1～4)に基づき、報道機関に対し、「市民が注意すべき事項」について放送を要請する。

* 注意喚起の内容(例) …①外出の自粛、②窓、扉を閉める、③外出時のマスク着用
④注意を要する地域、⑤その他必要な事項

エ 広報

各区及び関係各部は、連携して、大気汚染等に関する情報及び区民の注意すべき事項について広報車等により広報するとともに、必要に応じて防災行政無線同報系を利用した広報も行う。

(6) 健康対策

流出油等の揮発成分等による中毒患者が多数発生した場合の、市立病院などにおける医療活動は、次により実施する。

ア 患者受入れ体制の整備

(ア) 院内の応急体制を整える

(イ) 正確な情報の収集に努める

(ウ) 流出した油の種類等の情報等に基づき適切な治療方針をたてる

イ 救護所の設置・医療救護班の派遣

健康部は、必要に応じて現地に医療救護所を設置するとともに、医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

ウ 患者数、患者の症状など医療関係情報の集約

健康部は、患者数の把握、治療情報等を集約し、事故対策本部等へ報告する。

エ 回収作業従事者等の健康管理

健康部は、各区保健福祉部等と連携して回収作業従事者の健康状態を把握するとともに、地域住民の健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を実施する。

(7) 市民利用施設対策及び海産物対策

ア 海水浴場及びその他水域の監視・水質検査

環境部は流出油の動向に応じて、海水浴場及び必要な水域の監視・水質検査を行い、水質の汚染の度合いに応じた関係局の対応を要請する。

イ 本市が管理する市民利用施設対策

施設管理担当局は、漂着油による被害が予想される場合や水質検査結果に基づき、利用者への広報、施設の閉鎖等必要な対策を実施する。

ウ 漁業協同組合及び民間施設への情報提供等

(ア) 漁業協同組合への情報提供

経済観光部は、漁業協同組合に対して必要な情報の提供及び収集を行う。

(イ) 民間施設への情報提供及び指示

関係部は、沿岸部の民間施設に対して、必要に応じて前記の漁業協同組合に準じて情報の提供を行い、施設の利用の制限、禁止等の措置を取るよう指示する。

エ 汚染水産物対策

(ア) 汚染水産物の排除

健康部は、経済観光部(市場)及び各区(保健福祉部)と連携し、市場等の市内監視指導を強化徹底することで、流出油等による汚染が疑われる水産物の流通を防止する。

(イ) 市民等からの相談対応

汚染水産物に対する市民の相談については、各区保健福祉部で対応する。

(ウ) 水産物の汚染の実態把握

汚染の実態を把握するため、健康科学研究所において、厚生労働省から事故時に示される汚染指標物質の実測値の把握に努める。

(8) 野性動物の保護

事故対策本部等は、流出油等による海鳥などの野性動物への被害が発生したときは、ボランティア、関係機関の協力を得て、これを保護する。

(9) ボランティアへの活動支援

本市陸岸に流出油が漂着した場合等、作業を行ううえで多数の人員を必要とする場合は、ボランティア等の協力も得て回収作業を実施する。

また、県に対しても必要に応じて災害救護専門ボランティアの協力を要請する。

なお、ボランティアへの支援活動は、「地震・津波対策編 応急対応計画 第13章 ボランティア活動支援」に定める活動に準じて行うものとし、状況を勘案して活動場所・内容等を決定する。

第3章 鉄道事故災害

本計画では、市内に運行される鉄道施設において発生が予想される衝突、火災等の事故について、事業者及び本市のとりべき予防、応急対策を定める。

【 構 成 】

3-1 鉄道路線の現況

3-2 災害予防対策

3-3 災害応急対策

実施担当部	担 当 業 務
危機管理部	・事故対策（警戒）本部の設置・運営に関すること ・鉄道事故の応急対策に関すること
消 防 部	・鉄道事故の予防・応急対策に関すること
鉄 道 事 業 者	・鉄道事故に関する予防・応急対策に関すること
関 係 部	・各部の応急対応に関すること

3-1 鉄道路線の現況

本市内では、神戸市営地下鉄、ＪＲ西日本、阪急電鉄、阪神電気鉄道、山陽電気鉄道、神戸電鉄、神戸高速鉄道、神戸新交通等が運行している。

3-2 災害予防対策

1. 各鉄道事業者の災害予防対策

(1) 神戸市営地下鉄

- ア 安全管理体制のための広報等
各種事故防止等の広報を行っている。
- イ 事故防止施設等の整備
旅客の安全輸送、安全避難等を確保するために防災設備を整備するとともに、放送・通信設備、消防設備等も整備し、また火災予防担当者等による防災管理対策を行っている。
- ウ 職員教育及び訓練
教育訓練において、事故の応急処理及び復旧方法、事故情報の伝達、乗客の避難誘導等、事故災害発生時の取扱いについて徹底している。
また、定例的に消防局等と連携した合同防災訓練を実施している。

(2) ＪＲ西日本

- ア 安全管理のための広報
鉄道運転事故の約半数を占める踏切事故に対して、運輸局、管区警察局と一体となって駅、車内のポスター掲示や放送、ラジオでの広報等を行っているほか、主要な踏切でドライバーや通行者に踏切事故防止を呼びかけている。踏切でのトラブル対処法を解説したビデオ・リーフレットを作成し、運転免許センター、自動車学校、トラック協会等へ配布するなど、広く周知を行っている。
- イ 事故防止施設等の整備
道路交通の円滑化と安全、正確な列車の運行を確保するため、立体交差化や踏切の統廃合、踏切警報機やしゃ断機の整備、障害物検知装置や非常ボタンの設置を急ピッチで進めるなど、踏切保全設備の充実に努めている。
- ウ 社員教育及び訓練
知識の習得だけではなく、異常時に迅速に行動できるよう駅と同じ設備をもった「実設訓練センター」での運転取扱訓練・実技競技会等を通じ、より実践的な訓練を実施している。また、事故災害発生時に迅速に対応し、早期復旧を図るため、大規模事故災害を想定した列車事故総合訓練（実設訓練）を年２回、対策本部の趣味レーション訓練を年に２回実施している。

(3) 阪急電鉄

- ア 安全管理体制の整備
事故、災害発生時の対応を迅速かつ確実に行うため、「緊急事態対策規程」、「防災体制要綱」を定め、日常より関係係員に対し、各自の役割、取扱いの周知徹底を図っている。
- イ 事故防止施設等の整備
 - (ア) 風水害対策として、気象データの早期把握のため、沿線各所に風速計、雨量計、河川水位計を設置し、指令所の集中監視システムとして整備している。
 - (イ) 震災対策として、震度計も同様のシステムとして整備している。また、高架橋の耐震補強、橋梁の落橋防止装置の設置、駅舎等の不燃化工事を進め、災害の拡大防止に努めている。

(ウ) 踏切道における鉄道運転事故の防止を図るため、踏切障害物検知装置を設置するとともに、踏切警報機の赤色せん光灯の見通し改善に努めている。

ウ 社員教育及び訓練など

日常より関係係員に対し、教育等を通じて事故災害発生時の取扱いを徹底しているが、さらに年1回以上の復旧作業、情報伝達ならびに非常召集に関する関係各部合同訓練を実施している。

(4) 阪神電気鉄道

ア 安全管理体制の整備

従来の鉄道非常事態対策規則を廃止し、平成8年7月1日に「非常事態対策規則」を制定した。この規則により、鉄道において非常事態が発生した場合の連絡系統、対策本部の組織と責任者及び社員それぞれの職務について規定した。

イ 事故防止施設等の整備

気象情報システムを更新し、沿線における観測地点を増加してきめ細かい気象情報が収集できるようにした。また、震度4以上の地震が発生すれば、列車無線の自動放送により運行列車の緊急停止手配を行うようにした。

ウ 社員教育及び訓練等

(ア) 毎年、年末から新年の3月にかけて列車火災、地震等事故発生時の旅客の避難誘導方法及び運転指令室や関係先との連絡方法について、乗務員の訓練を行っている。

(イ) 毎年7月、12月の安全輸送月間時に各現場で事故、災害に対する啓発教育を行っている。

(5) 山陽電気鉄道

ア 安全管理体制の整備

「緊急事態対策実施要綱」を定め、災害発生時の関係係員の役割を明確にし、迅速かつ適切な対応を図るため、日頃から周知徹底を図っている。

イ 事故防止施設等の整備

(ア) 風速計の設置(風速検知システム)

滝の茶屋駅、東二見点呼所、加古川橋梁、洗川橋梁、市川橋梁

(イ) 計測震度計の設置(地震感知システム)

東須磨、東二見、飾磨

(ウ) 緊急地震速報受信システムの導入

(エ) 自動雨量計の設置

東須磨点呼所、的形駅、妻鹿駅、須磨浦公園駅、明石駅

ウ 社員教育及び訓練

事故・災害発生時の情報の伝達、旅客の避難誘導、被災者の救出等を目的に、事故事例を設定し、実施訓練及び机上訓練を実施している。

(6) 神戸電鉄

ア 安全管理体制の整備

「緊急事態対策規程(昭和57年7月16日)」及び「防災体制要綱(平成6年2月1日)」を制定した。

イ 事故防止施設等の整備

道路交通の円滑化ならびに安全輸送を確保するため、道路の新設・改良にあたっては、踏切道の統廃合を推進するとともに、立体交差化を図る。

踏切保全設備については、障害物検知装置や非常ボタンの設置に努めている。

また、自然災害の各種防災データ早期把握のため、風水害ならびに地震対策として、沿線各所に風速計、雨量計、河川水位計、地震計を設置し、防災情報監視システムを整備している。

■ 大規模事故災害対策編
〔予防・応急対応計画〕 3. 鉄道事故災害

ウ 社員教育及び訓練

全社的な緊急事態想定合同訓練、運転及び技術関係係員に対する各種訓練、集合教育等を実施している。

(7) 神戸高速鉄道

「鉄道輸送の確保」については、運行会社である阪急電鉄、阪神電気鉄道および神戸電鉄が管理し、取り扱いを定めている。

【管理区分】

阪急電鉄 : 阪急神戸三宮～高速神戸
阪神電気鉄道 : 元町～西代
神戸電鉄 : 新開地～湊川

(8) 神戸新交通

ア 安全管理体制の整備

輸送の安全の確保のため、災害の未然防止を図るとともに、災害が発生した場合の被害の拡大防止と迅速かつ的確な復旧を図ることを目的とし、「災害及び運転事故等対策要綱」を定め、関係係員に対し周知徹底を図っている。

イ 事故防止施設等の整備

名称	概要
自動列車運転設備 (KNTシステム)	自動列車運転設備(KNTシステム)は総合管理システムにより、運行管理・電力管理・信号保安設備・車両の状態管理及び防災監視等を一元管理することにより、安全・効率的なシステムを構成している。 主要な機器については、信頼性の向上、フェールセーフのため2重系あるいは3重系の構成としている。 異常時には状況により自動的にブレーキがかかり、その際には運行表示盤、オペレーターコンソール、CCTV監視装置等のマンマシーンインターフェースを介して運転指令員の適切な介入による運用が可能なシステムとしている。
ホームドア・ホームスクリーン	ホームには乗降客の転落防止、列車との接触、軌道への異物投入等を防止するため、乗降口にはホームドアとホームスクリーンを設けている。

ウ 社員教育及び訓練等の啓発対策

事故災害発生時の対応マニュアルにより、取扱いについては日頃より徹底を図っており、これ以外にも係員の派遣訓練等の異常対応訓練を年1回以上実施している。

2. 本市の災害予防対策

消防署長は、管轄区域内の鉄道施設における災害防止と災害時における応急対策について、次の点に留意し、その対策を講じておく。

① 鉄道等施設の状況について把握する事項

ア 駅舎の構造、形態及び流動人員の概要

イ 周辺の地勢

ウ 軌道施設の形状(高架、橋梁、トンネル、盛土、切取部、平坦部等)の別

エ トンネル部分については、長さ、道床退避所、勾配、出入口の地形等

オ 軌道内への進入地点、方法等(踏切等で一般道路との交差部門鎖の設置場所、防護柵、防護フェンス、ガードレール等の設置状況)

カ 周辺の水利状況及び医療機関

3-3 災害応急対策

1. 災害応急活動の業務分担

鉄道災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表のとおりとする。
 なお、災害の状況に応じて、関係局区が事務分掌に応じた活動を行う。

主な活動	関係機関 交通部 鉄道機関	消防部	危機管理部等
通報	◎		
初期消火・避難等	◎		
消防機関への報告	◎		
現場指揮本部設置	○	◎	
情報収集	○	◎	○
警戒区域設定	○	○	
人命検索・救助	○	◎	
道路遮断	◎		
排煙・排熱活動	◎	○	
消火活動	○	◎	
避難誘導	○	◎	○(区)
救急・救護活動	○	◎	
現場広報		◎	
群衆整理		○	
被害状況調査収集	○	◎	◎(まとめ)
対策本部等の設置	○	○	◎

◎：主務機関

○：協力機関であり、主務機関が現場到着後は、その指示又は要請に従う。

※なお、警戒区域の設定、群衆整理等は警察が主体的に行う。

2. 各鉄道事業者の応急対策

(1) 神戸市営地下鉄

ア 本部等の設置及び運営

事故が発生した時は、運転事故復旧対策本部を設置する。なお、組織は「運転事故復旧対策本部組織図」に示すとおりである。

イ 局内及び消防、警察機関等への連絡体制

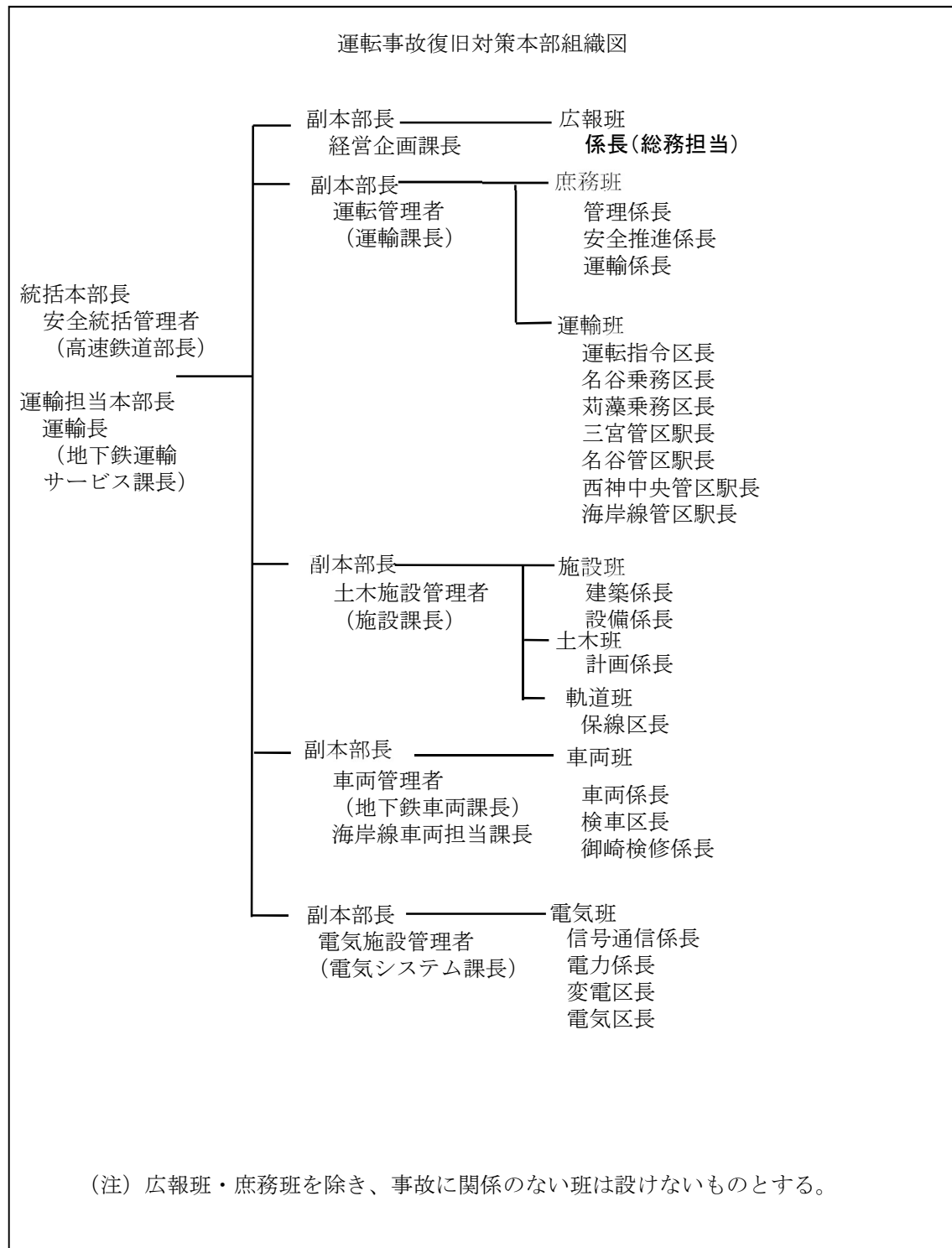
事故情報の伝達経路は、次ページに示すとおりとする。

ウ 人命救助・救急対応

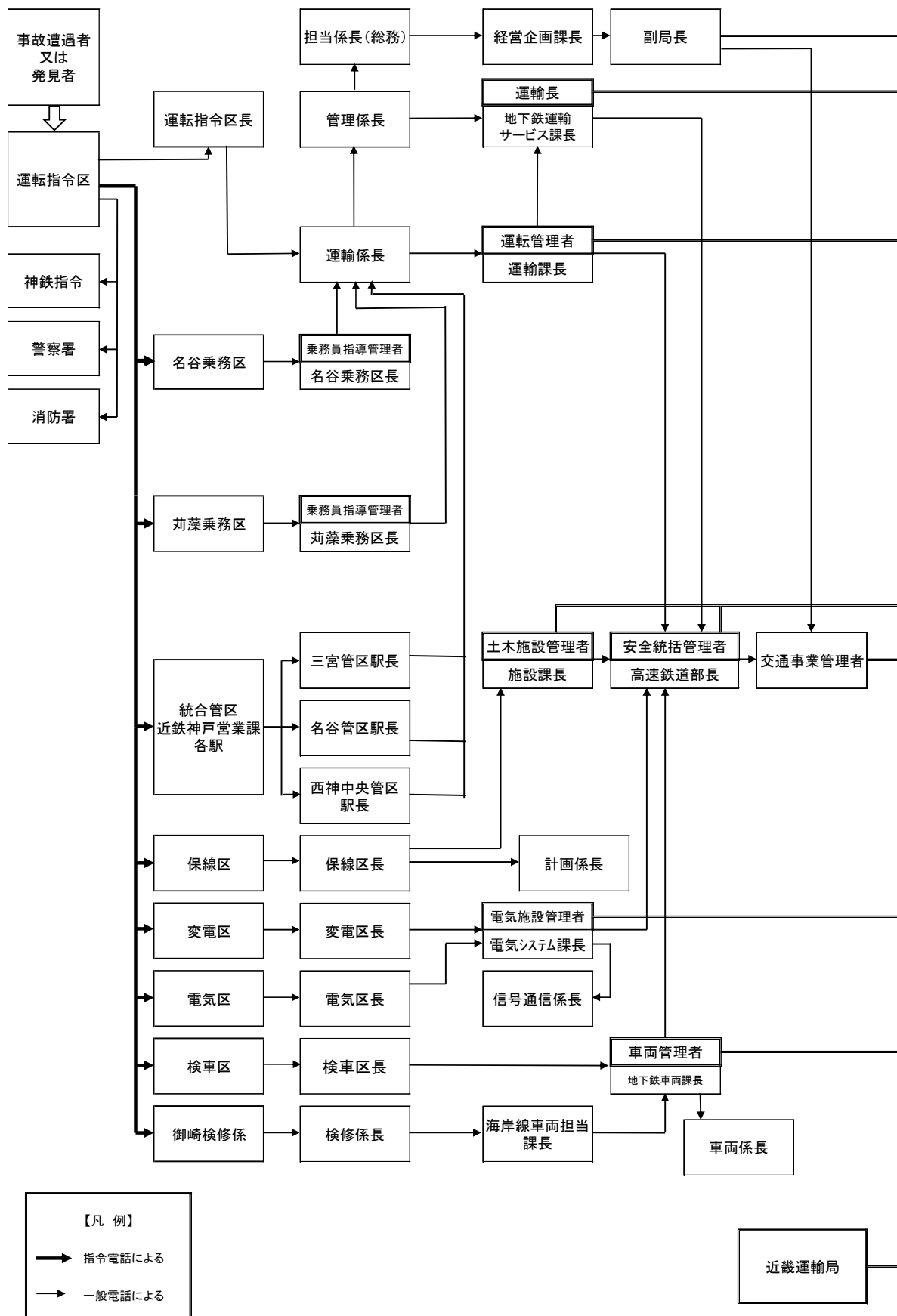
死傷者に対する救護を行うとともに、救急機関に出動を要請した場合は、救護隊の到着場所から事故現場への誘導等を行う。

エ 復旧作業体制

各班により、軌道・建造物・建築設備・電気設備・信号設備・通信設備の復旧を行う。



事故情報の伝達経路



■ 大規模事故災害対策編

[予防・応急対応計画] 3. 鉄道事故災害

(2) JR西日本

ア 対策本部の設置

事故等の発生又は発生の恐れがある場合は、統括本部対策本部および現地対策本部を設置する。

(ア) 備え

お客様の安全確保に向けて、計画運休等の輸送手配やお客様の救護や復旧の体制整備などの事前の備えを確実なものとする。

(イ) 初動対応

お客様の救護を最優先として対応し、現地や被害状況の情報を収集・集約や状況に応じた方針の決定、要員配置の見直し等を行う。迅速かつ幅広い支援を要請するために、警察・消防・自治体・運輸局等関係機関、および社内外の必要な箇所に対して、速やかに必要な情報提供を行う。

(ウ) 復旧

現地や被害状況を踏まえた適切な復旧計画を策定し、最大限の要員配置を行うことにより、復旧作業を円滑に進めるとともに、必要な情報発信を適宜行う。

イ 部外機関への速報

指令所から事故等の速報を受けた場合、必要により次の部外要請機関に速報すること。

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記事
自衛隊	知事	統括本部長	経営企画部 企画担当部長	窓口と調整
警察本部	本部長			窓口と調整
府県	知事			窓口と調整
鉄道警察	隊長		駅業務部長	
消防署	署長	駅長 保線区長	駅長 保線区長	大規模計画運休時には、駅長は必要により周辺企業（工場）、商業施設、学校等に運行計画を伝達する。
警察署	署長			
市町村	市町村長			
病院等	病院等の長			
私鉄等	私鉄等の長	近畿総合指令所長	近畿総合指令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する。
その他交通機関	関係機関の長	統括本部長	経営企画部 企画担当部長	
レッカー等 復旧用重機械類及び化学薬品処理指導者、タンクローリー所有会社	所有会社の長	関係現場長	関係現場長	脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両復旧受持区所が判断し、必要と認めたときはレッカー車に出動を要請する。 (その他の場合は関係現場長)
その他	関係機関の長	統括本部長	関係部長	

(3) 阪急電鉄

ア 本部等の設置及び設営

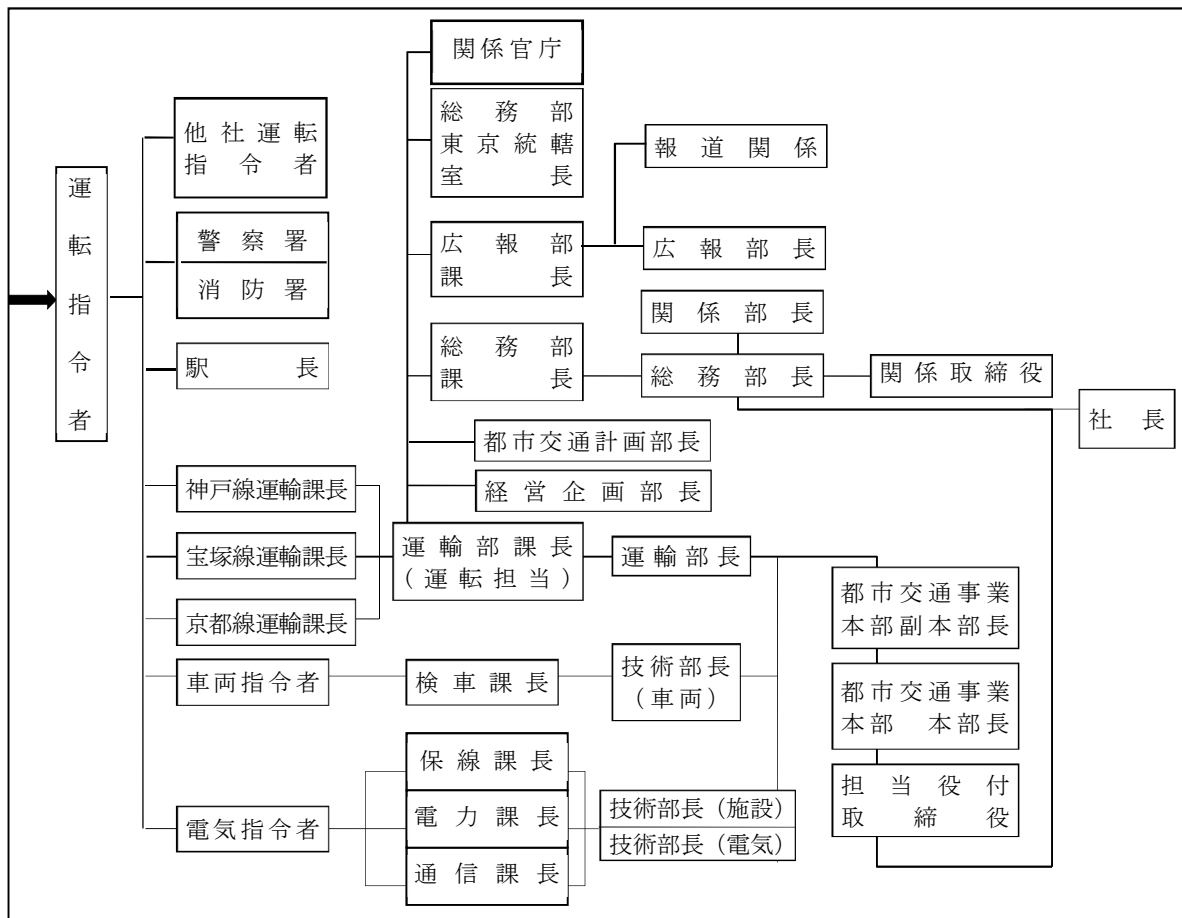
緊急事態が発生した場合、またはその恐れがある場合は、その状況により次の対策本部を本社および現地に設置する。

(ア) 緊急事態対策本部(1号体制):災害等の規模が小規模、あるいはその範囲が局地的である場合。

(イ) 緊急事態対策本部(2号体制):災害等の規模が大規模、あるいはその範囲が複数箇所にわたる場合で、社長が全社的な危機対策本部の設置を指示した場合。

イ 社内及び消防、警察機関等への連絡体制

以下のとおり、予め定められた速報経路に基づき、本社勤務時間内外に関わらず、関係各所へ連絡をとる。



注) 該当者不在の場合は、次の者に連絡

ウ 人命救助・救急対応

列車を運転している途中で事故のため死傷者が生じた時は、乗務員は列車無線により運転指令者に報告するとともに、被害者の死亡が一見明白な場合を除き、生存者として取扱い、運転指令者に救急車の手配を要請する等、救急の処置をして病院に収容することに努める。

乗務員より報告を受けた運転指令者は、警察署、消防局に連絡するとともに、特に人命救助の必要がある時は、消防局に救助隊出動の要請もあわせて行う。

エ 復旧作業体制

対策本部が立案した復旧計画(方法、順序、復旧時間等)に基づき、各復旧担当者が、人命および財産に対し、最も安全と認められる方法により復旧作業を迅速に行い、輸送の早期回復に努める。

■ 大規模事故災害対策編

[予防・応急対応計画] 3. 鉄道事故災害

(4) 阪神電気鉄道

ア 本部等の設置及び運営

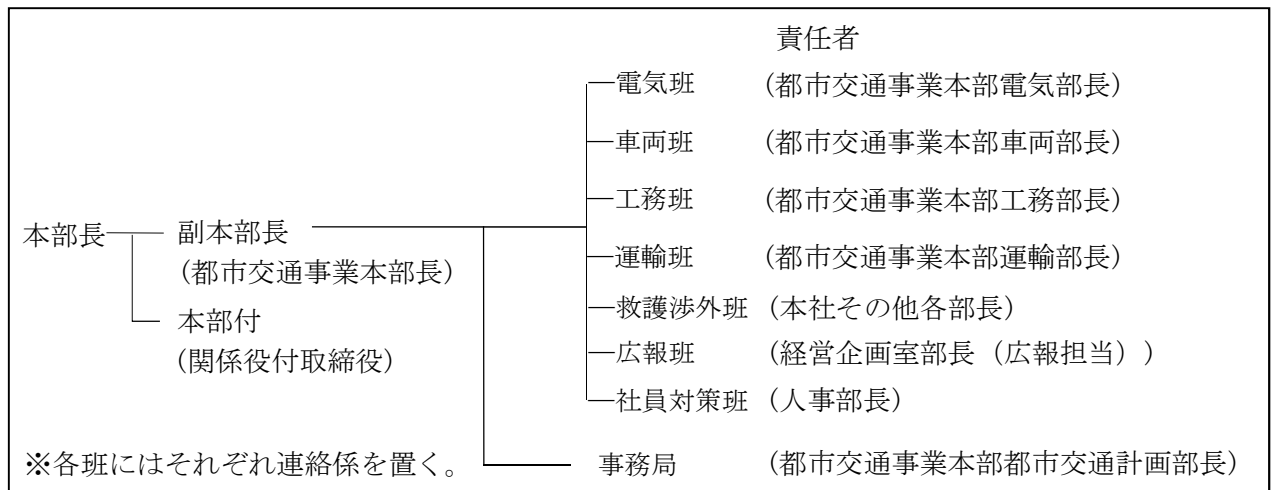
本社に社長を本部長とした鉄道非常事態対策本部を設置し、各対策班を設けて対応する。

イ 社内及び消防、警察機関等への連絡体制

社内における各情報は事務局が取りまとめ、警察、消防、自治体、運輸局等との統括的な連絡を行う。

ウ 人命救助・応急対応

発災直後は全社員が一致協力して負傷者の救護に当たると共に、併発事故の発生及び被害者の拡大防止に努め、鉄道非常事態対策本部が設置されれば、救急渉外班が対応する。



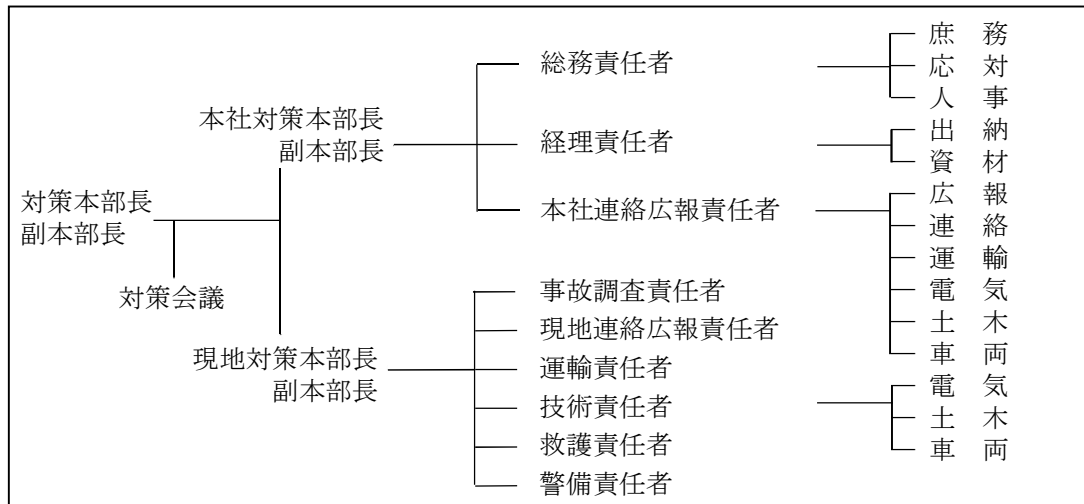
エ 復旧作業体制

- (ア) 電気班……………電線路等電気施設に関し、被害状況、事故原因等の調査を行い、その復旧の計画及び実施業務を処理する。
- (イ) 車両班……………車両施設に関し、被害状況、事故原因等の調査を行い、その復旧の計画及び実施業務を処理する。
- (ウ) 工務班……………軌道等土木施設に関し、被害状況、事故原因等の調査を行い、その復旧の計画及び実施業務を処理する。
- (エ) 運輸班……………特別運転、振替輸送及び代行輸送の計画実施に関する業務を処理する。
- (オ) 救護渉外班…救急及び救護に関する業務、死傷者に関する調査業務並びに死傷者の関係者との対応、死者の見舞い及び弔慰に関する業務を処理する。
- (カ) 広報班……………新聞、放送等報道機関に対する広報に関する業務を処理する。
- (キ) 社員対策班…被災社員の実態を調査し、その援助に関する業務を処理する。
- (ク) 事務局……………
 - a 被害状況、復旧方法等に関する情報の集約
 - b 運輸局、警察、消防、自治体との統括的な連絡
 - c 鉄道非常事態対策本部に必要な物資（復旧工事用の資材を除く）の調達及び配給
 - d 鉄道非常事態対策本部の構成人員の把握及び調整
 - e 鉄道非常事態対策本部の庶務に関する業務

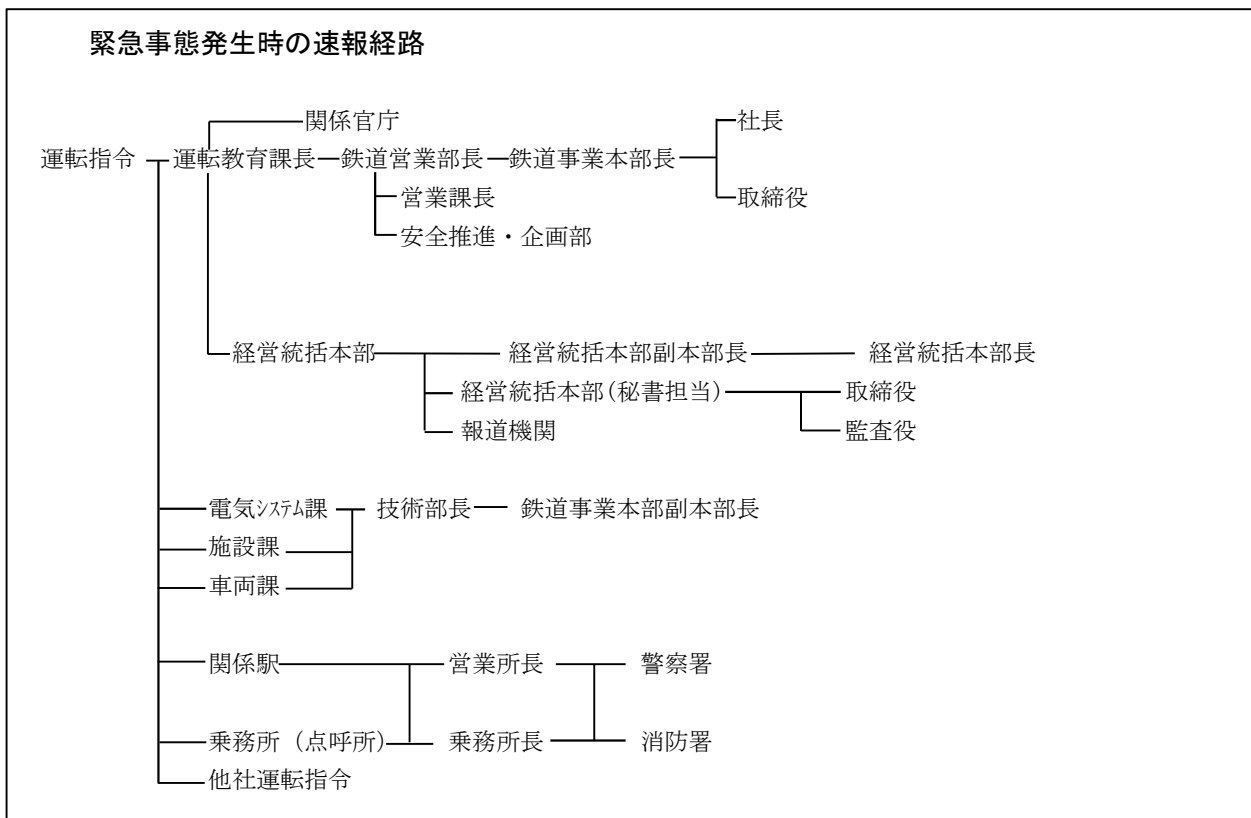
(5) 山陽電気鉄道

ア 本部等の設置及び運営

本部組織は以下のとおりとなっている。



イ 社内及び消防、警察機関等への連絡体制
 連絡経路は以下のとおりとなっている。



ウ 人命救助・救急対応

(ア) 大規模災害総合訓練(合同訓練)の実施

年に1回訓練を実施している。また、沿線自治体等と合同で訓練を実施する場合がある。

(イ) 神戸高速線合同訓練

2年に1回(阪神、阪急、山陽ほか)

エ 復旧作業体制

復旧体制は、「ア 本部等の設置及び運営」に定めるとおり。

(6) 神戸電鉄

ア 本部等の設置及び運営

社長は、緊急事態が発生した場合またはその恐れのある場合は、状況を判断して現地対策本部の設置および必要に応じて本社対策本部の設置を指示する。ただし、社長が不在の場合は、上位役付取締役が代行する。

また、対策本部の機構、構成者の職務等については、緊急事態対策規程に別途規定する。

イ 社内及び消防、警察機関等への連絡体制

速報経路は下記のとおりとなっている。

ウ 人命救助・救急対応

緊急事態が発生した場合またはその恐れのある場合、鉄道係員はその状況を冷静に判断し、的確かつ迅速に負傷者の救護を行う。

この場合は、現場に居合わせた社員は職務のいかんを問わず全力をあげて協力する。

救護責任者は、死傷者が発生した場合、所轄の警察署、消防局および救急医療機関の調査を通じて、死傷者数および氏名、年令、性別、住所、負傷の程度、収容病院とその電話番号等を把握し、家族その他関係者への連絡、応対に努める。

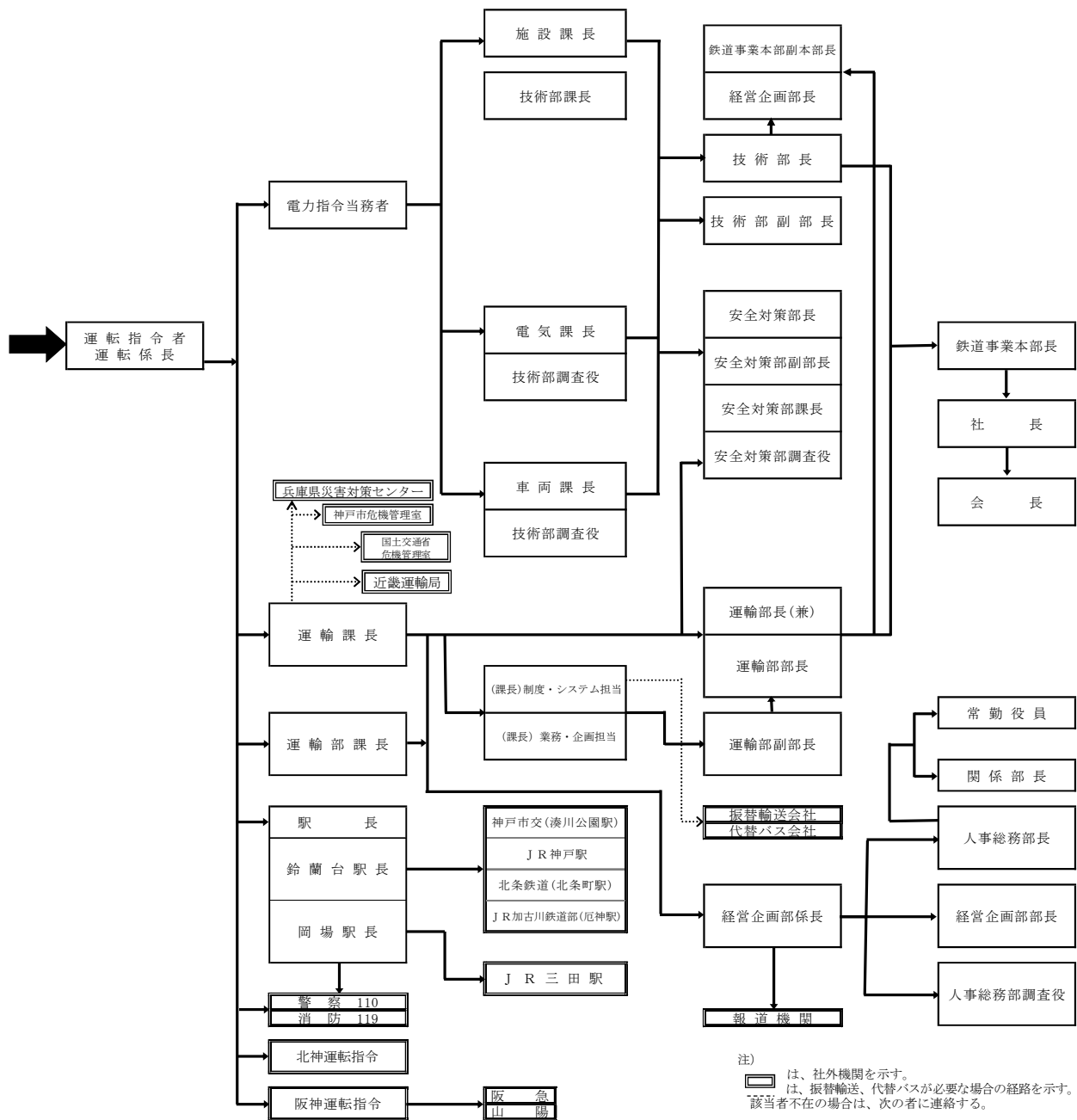
エ 復旧作業体制

現地対策本部の復旧統轄は、輸送統轄と協議し、速やかに復旧作業の方法、順序、復旧時間等を検討し、復旧計画を策定する。

復旧責任者および復旧班長は復旧計画に基づき、人命および財産に対し最も安全と認められる方法により、復旧作業を迅速に行い、輸送の早期回復に努める。

速 報 經 路

2021 年 4 月 1 日時点



■ 大規模事故災害対策編

[予防・応急対応計画] 3. 鉄道事故災害

(7) 神戸高速鉄道

「鉄道輸送の確保」については、運行会社である阪急電鉄、阪神電気鉄道および神戸電鉄が管理し、取り扱いを定めている。

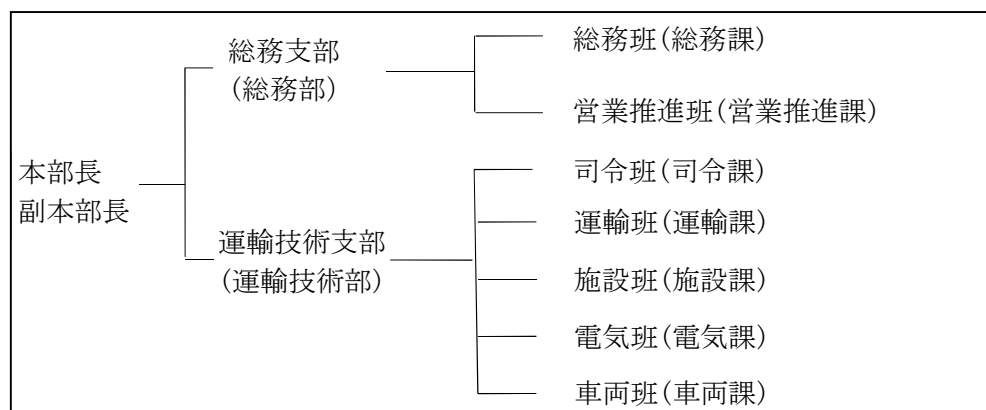
【管理区分】

阪急電鉄 : 阪急神戸三宮～高速神戸
 阪神電気鉄道 : 元町～西代
 神戸電鉄 : 新開地～湊川

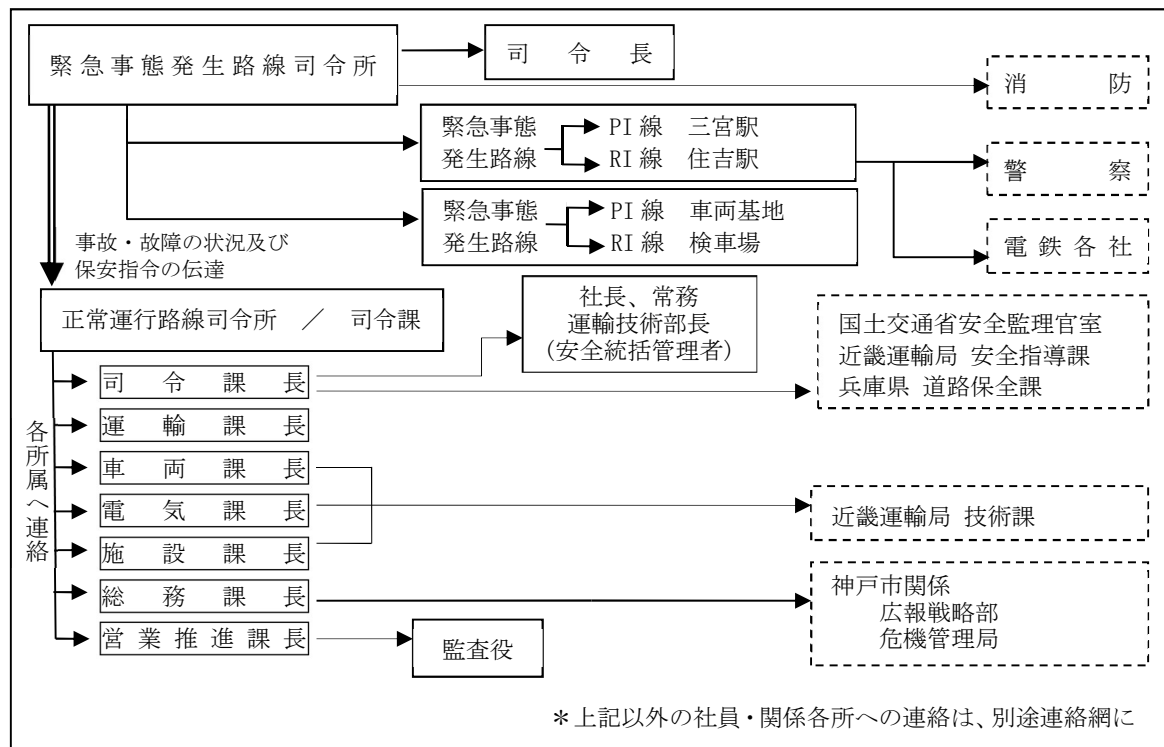
(8) 神戸新交通

ア 本部等の設置

災害対策本部は、司令課長が防災指令を発令した場合、かつ司令課長が関係各課長から聴取した状況を社長に報告し、社長が必要を認めた場合に設置する。



イ 社内及び消防、警察機関等への連絡体制



ウ 人命救助・救急対応

事故等を発見した社員は、直ちに併発事故の防止ならびに乗客の安全確保を全力で行うとともに、死傷者のある場合は、人命救助、応急救護を迅速に行い、司令長に報告する。

司令長は、負傷者のあるときは救急機関の出動を要請する。必要により警察署又は消防署に急報し、救援出動の要請をする。

エ 復旧作業体制

災害及び運転事故等対策要綱により対策本部を設置し、人命及び財産に対して最も安全と認められる方法により迅速的確な処置をとり、その影響を最小限にとどめるとともに、復旧を迅速に行い本線の早期開通に努める。

■ 大規模事故災害対策編

〔予防・応急対応計画〕 3. 鉄道事故災害

3. 本市の災害応急対策

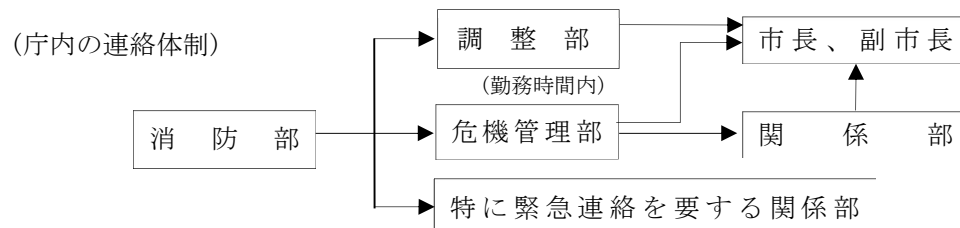
(1) 災害発生のお知らせ

消防部は、列車の衝突、脱線等の通報を受けた時は、危機管理部にその旨を通報する。
また、処理状況を随時危機管理部等に連絡する。

(2) 連絡体制・応急活動体制の確立

危機管理部は、前記の通報を受けた時は、関係部に災害発生のお知らせを行い、連絡体制を確立するとともに、市長は、必要に応じて「事故対策本部」等を設置する。

また、必要に応じて被災現地に「現地対策本部」を設置する。



(3) 消防部応急対応

ア 消防隊等の出動計画

鉄道事故災害発生時の消防隊の出動は以下のとおりとする。なお、受傷者数の状況に応じて、消防部が定める「大規模災害運用要綱」による。

(ア) 火災出動

	出動区分	指揮隊	消防隊	救助隊	救急隊	特殊・支援隊	はしご隊	ヘリコプター	計
電車火災	第1出動	2隊	4隊	4隊	1隊	1隊	1隊	1隊	14隊
	第2出動	—	2隊	1隊	1隊	1隊	—	—	5隊
	計	2隊	6隊	5隊	2隊	2隊	1隊	1隊	19隊
鉄道ずい道火災 (地下鉄・新幹線)	第1出動	2隊	4隊	4隊	1隊	3隊	—	—	14隊
	第2出動	—	6隊	1隊	2隊	—	—	—	9隊
	第3出動	—	4隊	—	2隊	—	—	—	6隊
	計	2隊	14隊	5隊	5隊	3隊	—	—	29隊

(イ) 大規模災害出動

	出動区分	指揮隊	消防隊	救助隊	救急隊	特殊・支援隊	ヘリコプター	計
大規模災害	第1出動	3隊	6隊	6隊	16隊	3隊	1隊	35隊
	第2出動	2隊	7隊	5隊	6隊	1隊	—	21隊
	計	5隊	13隊	11隊	22隊	4隊	1隊	56隊
1 第1出動は、傷病者等が30名程度発生し、又は発生したと予想される場合に指令する。 2 第2出動は、傷病者等が50名以上発生し、又は発生したと予想される場合に指令する。 3 上記の他、事前協議による関係機関の車両についても活用するものとする。								

(4) 情報収集・伝達等

各部は、事故情報の収集・伝達等を「地震・津波対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画」に準じて行う。

(5) 広域連携

危機管理部、消防部は、必要に応じて、防災関係機関に応援要請等を「地震・津波対策編 応急対応計画 第3章 広域連携・受援体制」に準じて行う。

(6) 救助・救急・医療活動

消防部等は、事故による負傷者に対する救助・救急・医療活動を「地震・津波対策編 応急対応計画 第4章 救助・救急医療体制」に準じて行う。

(7) 救援・救護対策

経済観光部等は、事故による被災者に対して必要に応じて食料・毛布等の供給を「地震・津波対策編 応急対応計画 第9章 物資の供給計画」に準じて行う。

(8) 保健対策

健康部は、関係機関と連携しながら、事故被害者及びその家族の健康状態の把握と健康相談を実施する。必要に応じて、心のケア、心の悩み相談を実施する。

第4章 道路事故災害

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路及び有料道路や、長大なトンネル内において衝突等による車両火災等が発生すれば、大規模な災害に進展する可能性がある。

本計画は、自動車専用道路、有料道路及び長大トンネル内における衝突、車両火災、危険物及び災害による事故に対処するため、関係機関のとるべき事前及び応急対策並びに本市の対策について定める。

【 構 成 】

4－1 道路事故災害対象路線

4－2 道路災害予防対策

4－3 道路災害応急対策

実 施 担 当 部	担 当 業 務
危 機 管 理 部	・事故対策（警戒）本部の設置、運営に関すること ・道路事故の応急対策に関すること
消 防 部	・道路事故の予防・応急対策に関すること
道 路 管 理 者	・道路事故の予防・応急対策に関すること
関 係 部	・各部の応急対応に関すること

4-1 道路事故災害対象路線

本市の自動車専用道路、有料道路及び長大トンネルは、インターチェンジ等で連結され、市内の幹線道路として機能している。管理は、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び神戸市道路公社等が行っている。

本計画の対象路線として、以下の路線が挙げられる。

- ・山陽自動車道、中国縦貫自動車道、第二神明道路、新名神高速道路
- ・神戸淡路鳴門自動車道
- ・阪神高速道路3号神戸線、5号湾岸線、7号北神戸線、31号神戸山手線、32号新神戸トンネル
- ・六甲有料道路、六甲北有料道路、山麓バイパス
- ・ハーバーハイウェイ

4-2 道路災害予防対策

1. 道路管理者の災害予防対策

各道路管理者は、道路施設内における事故等に対処するため、次により予防対策を確立する。

(1) 関係機関との事前協議

災害発生時における救急、消火活動、進行の禁止制限及び広報活動等に関し、予め本市及び関係各機関と協議しておく。

(2) 職員等に対する防災教育及び訓練

ア 職員等に対する防災教育

防災に関する一般知識、関係機関等の防災計画及び緊急時の措置等について、所属職員及び管理業務委託会社、請負会社の従業員を対象として講習会等による防災教育を実施する。

イ 防災訓練の実施

発災時における円滑な防災活動を実施するため、防災業務要領、マニュアル等に基づき防災訓練を行う。

(3) 防災設備及び資機材等の点検・整備

ア 防災設備等の点検

防災設備の点検については、道路法等関係法令の定めるところによるもののほか、内部規定等による日常点検を行う。

また、交通管理及び保安全管理業務委託により、定期的又は臨時的に巡回で道路状況、及び土木構造物の点検等を行い、異常事態を発見した場合、管制室等へ連絡し、道路の安全かつ円滑な交通を確保する体制をとる。

事故防止施設については、防護柵舗装改良及び案内標識の改良(情報板のLED化)等の整備・点検を実施する。

イ 防災資機材の整備点検

応急復旧用資機材については、日常的に整備点検を行うほか、関連業者についても整備点検を指導する。

2. 本市の道路災害予防対策

(1) 消防活動上の特性

消防部は、次のような自動車専用道路、有料道路及び長大トンネルにおける災害の特性を考慮して、事前対策を確立する。

自動車専用道路及び有料道路での活動の困難性	1 道路の特徴から進入路が限定されるため、現場到着が遅延する。 2 消防水利不足のため、消火活動が遅延する。
長大トンネル内での活動の困難性	1 トンネル内の風向きによって、進入口が一方に限定される。 2 濃煙、熱気及び爆発危険等のため内部進入、火点への接近が困難または不可能である。 3 急激な燃焼と爆発により、消火活動が困難である。 4 不特定多数の要救助者が発生する。 5 消防活動が広範囲にわたるため、出動消防隊等の指揮統制並びに情報収集が困難である。 6 後続車両の交通渋滞等で災害活動に制約を受ける。

(2) 予防対策

ア 警防計画の策定及び訓練等

消防部長は、自動車専用道路等の実態を把握し、次の対策を講じておく。

(ア) 防御計画等の策定

警防規程に基づく活動方針の策定を図るとともに、特に長大トンネル部分については「長大道路トンネル防御活動指針」に基づき防御計画を作成する。

(イ) 警防査察及び訓練の実施

道路施設の実態把握と警防計画確認のため、必要に応じ警防査察を実施するとともに、道路管理関係者及び警察と連携して応急対策訓練を実施する。

イ 道路沿線関係都市との消防相互応援体制

自動車専用道路は、一般的に一定の場所に設けられたインターチェンジ以外からは出入できない。また進行方向が統一されていて、インターチェンジの途中では方向を変えられないものが多く、現場到着の遅延により消防・救急活動に支障を来すことが予想される。

このような特性から消防相互応援協定等により、相互に消防力を結集して被害を軽減するため、消防相互応援体制を確立している。

協定名	締結日	締結先
中国自動車道のうち兵庫県における消防相互応援協定	昭和 49 年 6 月	川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、三木市、北はりま消防組合、姫路市、西はりま消防組合
山陽自動車道消防相互応援協定	平成 9 年 3 月	西宮市、三田市、三木市、小野市、加古川市、姫路市、西はりま消防組合、赤穂市、東備消防組合
舞鶴若狭自動車道における消防相互協定	平成 15 年 3 月	敦賀美方消防組合、消防組合、舞鶴市、綾部市、福知山市、丹波市 篠山市、三田市、三木市
神戸淡路鳴門自動車道路消防相互応援協定	平成 10 年 3 月	淡路広域消防事務組合、鳴門市
近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県における消防相互応援協定	平成 30 年 3 月	川西市、猪名川町、宝塚市、西宮市、三田市

※記載日は当初協定の締結日。各種改定等により現行協定の締結日と異なる場合あり

4-3 道路災害応急対策

1. 災害応急活動の業務分担

道路災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表のとおりとする。

関係機関 主な活動	道路管理者	消防部	危機管理部等
通報	◎		
初期消火・避難等	◎		
消防機関への報告	◎		
現場指揮本部設置	○	◎	
情報収集	○	◎	○
交通規制	○	○	
人命検索・救助	○	◎	
消火活動	○	◎	
消火剤等資機材調達	◎	○	
避難誘導	○	◎	○
救急・救護活動	○	◎	
排煙・排熱	○	◎	
現場広報	◎	○	
群衆整理	○	○	
被害状況調査収集	○	◎	◎
対策本部等の設置	○	○	◎

◎：主務機関

○：協力機関であり、主務機関が現場到着後は、その指示又は要請に従う。

※ なお、交通規制・群衆整理等は警察が主体的に行う。

2. 道路管理者の災害応急対策

各道路管理者は、道路施設内における事故等に対処するため、次により応急対策を確立する。

(1) 本部等の設置

管理区域内において大規模な事故、火災等が発生した場合、災害に対応するため防災業務要領等やマニュアル等に基づき、準備・警戒・緊急時・非常時等の体制を予め定めるとともに、必要に応じて事故対策本部等を設置する。

(2) 連絡体制の確立

ア 連絡体制の確立

本部等が設置された時は、組織内はもとより本市及び各関係機関と綿密な連絡をとる。

イ 情報の収集、提供

発災時には、的確な情報の収集を行うとともに、情報を関係機関に提供する。

(3) 応急活動

ア 消防機関等への出動要請

通報等により災害を覚知した時は、速やかに関係消防機関に対し、消火、救急活動についての出動要請を行う。

イ 初期消火及び応急活動

各道路管理者は、防災用資機材を活用し、初期消火を実施するとともに、応急救急活動に努める。

ウ 避難誘導

発災現場付近の車両等に対しては、安全な場所へ誘導する。

■ 大規模事故災害対策編

[予防・応急対応計画] 4. 道路事故災害

(4) 発災時における通行禁止、制限等

ア 通行の禁止、制限

発災時における通行の禁止、制限については、管轄警察機関に要請するとともに、これに協力する。

イ う回路の確保

発災時における交通の混乱を防止し、又は災害応急活動の実施を円滑に行うため、う回路の確保に努める。このため、予め関係機関と協議しておく。

ウ 利用者への広報

通行の禁止、制限等が実施された場合、道路利用者への広報の実施に努める。

(5) 応急復旧作業

道路施設等の損壊については、メンテナンス会社及び地元の協力会社等への出動を要請し、速やかに復旧を図る。

3. 本市の道路災害応急対策

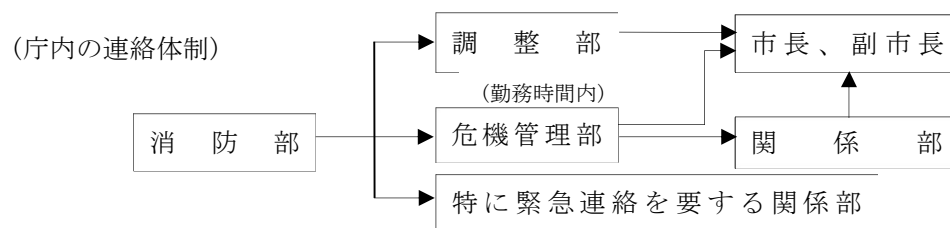
(1) 災害発生のお知らせ

消防部は、自動車専用道路等で大規模な道路災害発生のお知らせを受けたときは、危機管理部等にその旨を通報する。また、処理状況を随時危機管理部等に報告する。

(2) 連絡体制・応急活動員態勢の確立

危機管理部は、前記の通報を受けたときは、関係部に災害発生を通報し、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて事故対策本部等を設置する。

また、必要に応じて、被災現地に「現地対策本部」を設置する。



(3) 消防部応急対応

次の出動基準に基づき応急対応を行う。

ア 火災出動

	指揮隊	消防隊	救助隊	救急隊	特殊・支援隊	ヘリコプター	計
高速道路車両火災	1 隊	2 隊	1 隊	1 隊	—	1 隊	6 隊
タンクローリー火災	2 隊	5 隊	2 隊	1 隊	5 隊	1 隊	16 隊
一般ずい道火災	2 隊	4 隊	1 隊	1 隊	3 隊	—	11 隊
長大ずい道火災	2 隊	6 隊	3 隊	1 隊	3 隊	1 隊	16 隊

1. 長大ずい道とは、概ね1km以上のずい道とする。

2. 指定道路におけるずい道火災は、本基準を適用する。

イ 救助・救急出動

	指揮隊	消防隊	救助隊	救急隊	ヘリコプター	計
指定道路救助	1 隊	1 隊	2 隊	1 隊	1 隊	6 隊
支援救急	—	1 隊	—	1 隊	—	2 隊

(4) 情報収集・伝達等

各部は、事故情報の収集・伝達等を「地震・津波対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画」に準じて行う。

(5) 広域連携

危機管理部、消防部は、必要に応じて、防災関係機関に応援要請等を「地震・津波対策編 応急対応計画 第3章 広域連携・受援体制」に準じて行う。

(6) 救助・救急・医療活動

消防部等は、事故による負傷者に対する救助・救急・医療活動を「地震・津波対策編 応急対応計画 第4章 救助・救急医療体制」に準じて行う。

(7) 救援・救護対策

経済観光部等は、事故による被災者に対して必要に応じて食料・毛布等の供給を「地震・津波対策編 応急対応計画 第9章 物資の供給計画」に準じて行う。

(8) 保健対策

健康部は、関係機関と連携しながら、事故被害者及びその家族の健康状態の把握と健康相談を実施する。必要に応じて、心のケア、心の悩み相談を実施する。

第5章 航空機事故災害

神戸空港および同空港周辺の場所で航空機事故、災害、爆破等（以下、「緊急事態」という。）が発生した場合、または発生する恐れがある場合の対応は、航空運送事業者および空港運営権者が中心となって「神戸空港緊急計画」に基づいて対応することを基本とする。

さらに、事態の規模・態様に応じて、市および関係防災機関において、本項目で定める事項のほか、地域防災計画で定める対応から必要な対策を実施する。

なお、それ以外の場所における航空機事故災害に関する対応についても、本計画を準用する。

【 構 成 】

5－1 情報の収集・伝達

5－2 応急活動態勢の確立

5－3 応急対応

実 施 担 当 部	担 当 業 務
危 機 管 理 部	・ 事故対策（警戒）本部の設置・運営に関すること ・ 航空機事故災害の応急対策に関すること
港 湾 部	・ 航空機事故災害の予防・応急対策に関すること
事業者及び管理者	・ 航空機事故災害の予防・応急対策に関すること
関 係 部	・ 各部の応急対応に関すること

5-1 情報の収集・伝達

神戸空港および同空港周辺の場所において、緊急事態が発生した場合、または発生する恐れがある場合の情報収集・伝達は、「神戸空港緊急計画」に基づいて実施する。

5-2 応急活動態勢の確立

1. 緊急一次態勢および現地対策本部の設置

神戸空港および同空港周辺の場所において緊急事態が発生した場合、または発生する恐れがある場合、関西エアポート神戸株式会社は「神戸空港緊急計画」に基づき、緊急一次態勢を取る。さらに、事態の内容に応じて、現地対策本部を設置する。

2. 航空機事故災害対策連絡会の開催

危機管理局副局長は、神戸空港および同空港周辺の場所において緊急事態が発生した場合、または発生する恐れのある連絡を受けた場合、事態の内容に応じて「航空機事故災害対策連絡会」をオペレーションセンターで開催する。

航空機事故災害対策連絡会の構成員は以下を基本とし、事態の内容に応じて、危機管理局副局長が関係部局の課長級を召集する。

危機管理局副局長、防災専門官、危機管理局課長（6）
企画調整局広報戦略部部长（報道担当）
健康局政策課長
港湾局空港調整課長
消防局（警防部警防課長、警防部司令課長）
その他危機管理局副局長が指名する部局の課長

3. 航空機事故災害警戒本部の設置

危機管理部長または副部長は、関西エアポート神戸株式会社による現地対策本部設置後、航空機事故災害対策本部あるいは災害対策本部の設置に至らないものの、緊急事態により重大な災害が発生する恐れがあり、航空運送事業者および空港管理者の取組みだけではなく、複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整などの警戒体制を必要とすると判断した場合、「航空機事故災害警戒本部」を設置する。

① 構成

事態の内容に応じて、連絡会の構成員を基本とし、その他の構成員については、危機管理部長が関係部の長と協議のうえ、指名する。

② 事務分掌

「地震・津波対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画」の関係規定を準用する。

③ 職員の派遣

「航空機事故災害警戒本部」を構成する部局は、本部設置後速やかに、情報連絡室（オペレーションセンター）に情報連絡員を派遣する。

また、危機管理部長または副部長は必要に応じて、現地対策本部等に危機管理局の連絡要員を派遣する。

4. 航空機事故災害対策本部の設置

市長は、関西エアポート神戸株式会社による現地対策本部設置後、緊急事態により重大な災害が発生する恐れがあり、または発生し、航空運送事業者および空港管理者の取組みだけではなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整などの体制を必要とすると判断した場合、「航空機事故災害対策本部」を設置する。

■ 大規模事故災害対策編

[予防・応急対応計画] 5. 航空機事故災害

① 構成

以下を基本とし、事態の内容に応じて、市長あるいは危機管理監が関係部の長を指名する。

本 部 長：市長

副本部長：副市長

本 部 員：危機管理監、危機管理副部長、調整部長、健康部長、港湾部長、消防部長、その他
市長あるいは危機管理監が指名する部の長

② 事務分掌

「地震・津波対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画」の関係規定を準用する。

③ 職員の派遣

航空機事故災害対策本部を構成する部局は、本部設置後速やかに、情報連絡室（オペレーションセンター）に情報連絡員を派遣する。

また、危機管理部長または副部長は必要に応じて、現地対策本部等に危機管理局の連絡要員を派遣する。

5. 災害対策本部の設置

市長は、航空機事故災害の発生により特に全庁的な取り組みが必要と判断した場合、「神戸市災害対策本部」を設置する。

5-3 応急対応

事態の規模・態様に応じて、市および関係防災機関において、地域防災計画で定める応急対応のうち、必要な対策を実施する。

第6章 原子力等事故災害

放射線は、直接五感で感知することができないため、災害が発生した場合、火災や海洋油汚染等の災害と比較して、適切な行動を行うことが困難となるおそれがあり、市民への影響に配慮が必要である。

そのため、本章では、原子力等事故災害として、放射性物質の輸送中や取扱施設における事故及び不法廃棄等を想定した放射性物質事故災害（6－2）、並びに原子力発電所における事故を想定した原子力発電所事故災害（6－3）について、予防、応急及び復旧対策を定める。

【 構 成 】

6－1 災害時の活動体制の確立

6－2 放射性物質事故災害

6－3 原子力発電所事故災害

実 施 担 当 部	担 当 業 務
危 機 管 理 部	・ 関西広域連合との連絡・調整に関すること ・ 事故対策（警戒）本部の設置・運営に関すること ・ 訓練・市民啓発広報に関すること
消 防 部	・ 防御活動に関すること ・ 訓練に関すること
関 係 各 部	・ 各部の予防・応急対応に関すること

6-1 活動体制の確立

(1) 活動体制の確立

① 事故災害対策連絡会の開催

危機管理局副局長は、市内における放射性物質事故災害、または原子力発電所事故災害（以下「原子力等事故災害という。」）の発生の情報を覚知した場合は、直ちに「放射性物質（または原子力発電所）事故災害対策連絡会」をオペレーションセンターで開催する。

ア 事故災害対策連絡会のメンバーは次のとおりとする。

危機管理局副局長、防災専門官、危機管理局課長（6）

企画調整局広報戦略部部長（報道担当）

地域協働局区役所課長

健康局政策課長

環境局環境企画課長

消防局予防部査察課長、警防部警防課長

他関係部局課長

イ 事故災害対策連絡会では次の項目について協議する。

- ・災害初期情報の収集 ・事故現場への情報収集先遣隊の派遣 ・安全対策
- ・区への応援要請 ・関係機関との連絡調整 ・市民への広報 ・報道対応 等

ウ 危機管理局副局長は、必要に応じて災害現場、事故発生地区区役所へ関係職員を派遣する。

② 事故災害警戒本部の設置

危機管理監兼局長または危機管理局副局長は、原子力等事故災害の発生により重大な災害が発生する恐れがあり、消防部等担当部局の取組みだけではなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整等の警戒体制を必要とすると判断した場合、「神戸市放射性物質（または原子力発電所）事故災害警戒本部」を設置する。

組織及び事務分掌は、「共通編 防災組織計画 第3章 防災に関する組織 3-4 災害対策（警戒）本部等の設置」の関係規定を準用する。

また、被災現地での応急対応や市役所等との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に「現地警戒本部」を設置する。

③ 事故災害対策本部の設置

市長は、原子力等事故災害の発生により、重大な災害が発生もしくは発生の恐れがあり、消防部等担当部局の取組みだけではなく複数の部局にわたって救助・救急、医療、広報等総合的な応急活動を行う必要があると判断した場合、または、核燃料物質等の運搬中の事故や福井県内に立地する原子力発電所での事故に関し、市域の一部が原子力災害対策特別措置法（原災法）第15条第2項第1号に基づく当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったときなど、原子力発電所事故災害の発生により、特に全庁的な取組みが必要と判断した場合、「神戸市放射性物質（または原子力発電所）事故災害対策本部」を設置する。組織及び事務分掌は、「共通編 防災組織計画 第3章 防災に関する組織 3-4 災害対策（警戒）本部等の設置」の関係規定を準用する。

また、被災現地での応急対応や市役所等との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に「現地対策本部」を設置する。

(2) 災害時の動員（職員配備計画）

災害時の動員（職員配備計画）は、「共通編 防災組織計画 第3章 防災に関する組織 3-3 職員配備計画」に準ずる。

6-2 放射性物質事故災害

1. 基本方針

本節では、放射性物質の輸送中や取扱施設の事故及び不法廃棄等、放射性物質に関する事故災害から市民の生命、身体、財産を保護する事項のほか、市民が不安を抱えた場合には、これを解消するために必要な事項について定める。

なお、本節に定めのない事項については、「6-3 原子力発電所事故災害」に準ずる。

2. 災害予防対策

(1) 組織体制の整備

- ① 消防部は、放射性物質事故災害時において円滑な消防活動が行われるよう、放射線の測定機器等を整備するとともに、許可施設の事業所に対し、消防活動上必要な警防調査を行う。
- ② 健康部は、放射線被曝を受け、又はその恐れのある者の収容医療機関の情報を把握しておく。

(2) 保安管理体制の徹底

① 許可届出施設事業所（原子力規制委員会ホームページに掲載）

- ア 事業者は、放射性物質事故災害から市民の安全を確保するため、「放射性同位元素等の規制に関する法律」、原災法等関係法令を遵守し、放射性物質事故災害の防止に努める。
- イ 事業者は、放射性物質事故災害の予防に係る計画の整備、資機材等の整備点検従業員に対する防災教育、放射性物質事故災害の発生時における通報、応急措置、救出・救護、避難対策等を実施するための防災組織の編成及び整備強化を図る。
- ウ 事業者は、施設等において放射線の異常漏洩等が発生した時は、直ちに消防機関等に状況を報告する。
- エ 健康部は、医療機関に対し医療廃棄物の適正処理について指導する。

② 許可届出施設以外

- ア 放射性物質事故災害から市民の安全を確保するため、異常な放射性物質の存在を確認した者は、直ちに原子力規制委員会、消防機関等へ連絡するとともに、応急の措置を取る。
- イ 各部は、放射性物質による事故災害の防止について、関連業務を通じて関係事業所に指導又は協力要請をする。

(3) 研修・訓練の実施

危機管理部、消防部等は、放射性物質事故災害を想定した訓練を適宜行う。

放射線物質事故災害に係る研修・訓練については「共通編 総則 第7章 市民・事業者・市の自己決定力の向上に向けて 7-3 市の取組み 2. ハード・ソフト対策の着実な推進 (2) ソフト対策」の一環として実施する。研修の実施方法は、専門家招へいによる講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用する。

(4) 情報の収集・伝達体制の整備

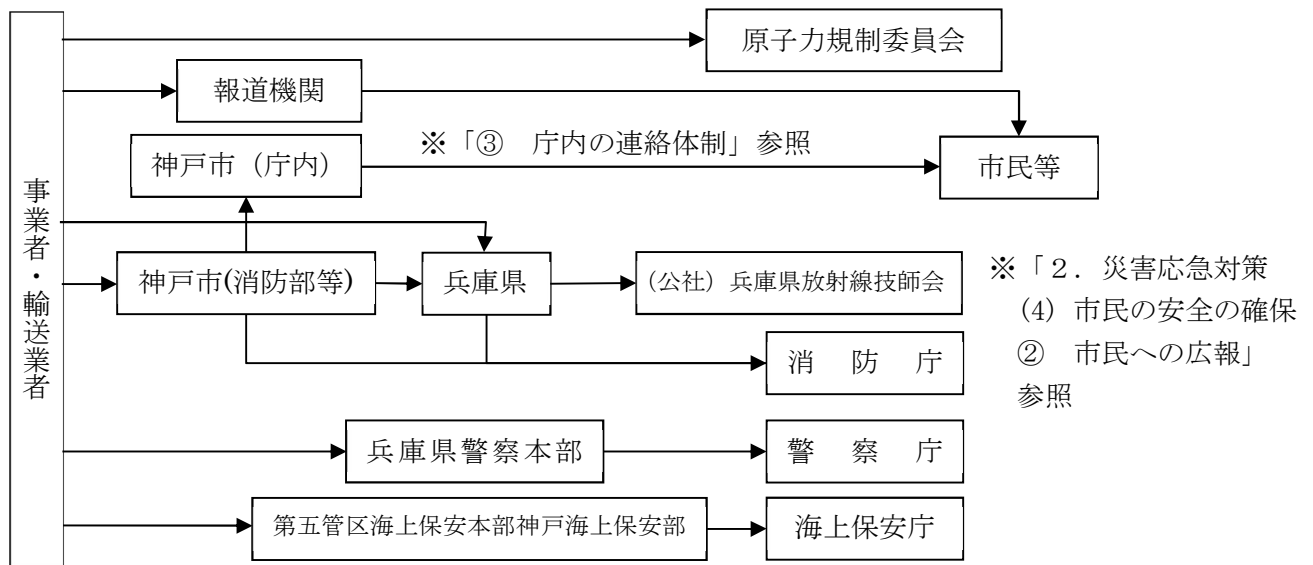
① 放射性物質輸送中の事故、放射性物質取扱い施設における事故等発生時の情報伝達

消防部は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、覚知後可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

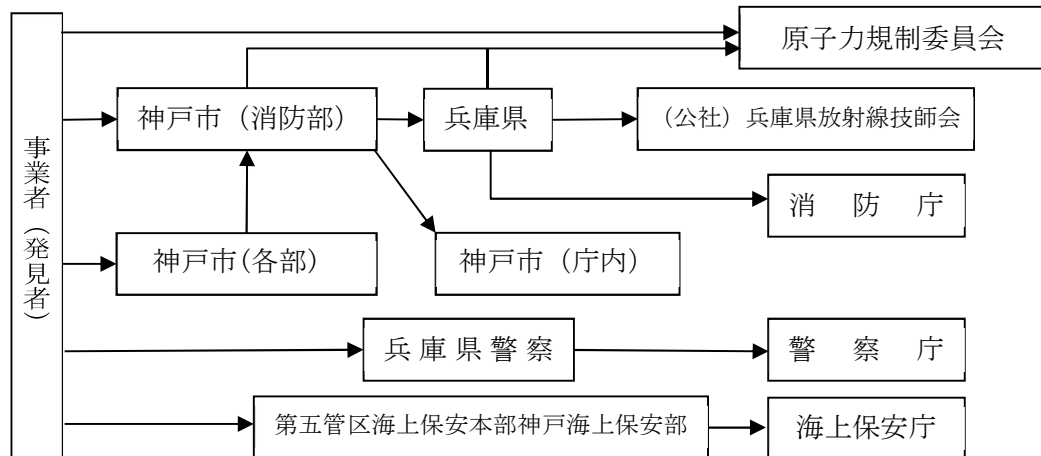
- ・放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び放射性物質の運搬中に事故が発生した旨原子力事業者等から消防機関に通報があったもの。
- ・原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防部にあったもの。

■ 大規模事故災害対策編

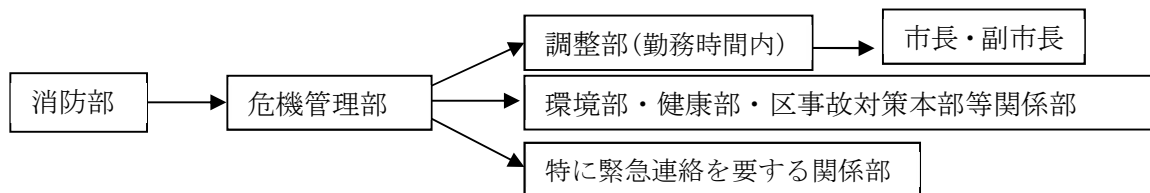
[予防・応急対応計画] 6. 原子力等事故災害



② 放射性物質の不法廃棄等の情報伝達



③ 庁内の連絡体制



④ 情報収集・伝達手段の確保

国・県等への情報伝達は、「兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)」ホットライン等を利用した体制の整備を図る。

情報収集・伝達手段の確保は、「共通編 予防計画 第2章 情報収集・伝達・広報体制の整備 2-2 情報収集伝達システム」に準じ、危機管理システム、有線系・無線系・衛星系システム、消防部監視カメラ、ヘリコプター等を利用した情報収集体制の整備を図る。

(5) 放射性物質事故災害に関する知識の普及啓発

危機管理部等は、関係機関と連携し、市民が放射性物質事故災害に関する正しい知識を得ら

れるよう、啓発活動を実施する。普及啓発の実施方法は、「共通編 予防計画 第1章 防災・減災の基本的な取組み 1-3 防災意識を高めるための取組み」に準ずる。

3. 災害応急対策

(1) 災害時の伝達方法

防災関係機関等に対する災害発生状況の伝達は、「2. 災害予防対策 (4) 情報の収集・伝達体制の整備」で予め定めた伝達系統により行う。

(2) 防災関係機関等との連携

防災関係機関等との連携は、「地震・津波対策編 応急対応計画 第3章 広域連携・受援体制 3-1 広域応援要請、3-2 自衛隊の派遣要請」に準ずる。

専門家の派遣が必要な場合は、県に対して派遣を要請することができる。

(3) 防御活動

① 放射線及び放射性物質による汚染の調査等

ア 消防部は、現場に総合指揮所を開設し、関係者の意見等により防御及び汚染防止の方針を決定する。

イ 消防部は、状況により現場関係者や原子力規制委員会、一般社団法人日本アイソトープ協会等と協力のうえ、検出機を用いて検出作業を行う。

② 放射線警戒区域の設定

ア 消防隊は、住民の安全確保のために、放射線が毎時10マイクロシーベルト以上検出される区域に対し、放射線警戒区域を設定する。

イ 放射線警戒区域内で活動する場合は、防護の三原則(遮へい、距離、時間)を遵守する。

③ 放射線危険区域の設定

ア 消防隊は、住民の安全確保及び汚染の拡大防止を図るため、放射線が毎時500マイクロシーベルト以上検出される区域、又は放射性物質による汚染の恐れがある区域に対し、放射線危険区域を設定する。

イ 放射線危険区域の立ち入りに当たっては、防護上及び被曝管理上の措置を取る。

④ 放射線危険区域及び放射線警戒区域の解除

消防部は、使用者、所有者等が現場の放射性物質の除去を完了した後に区域を解除する。

⑤ 救助活動

ア 関係者から現場の状況、要救助者の有無等必要な情報を収集する。

イ 人命検索、救助等にあたっては、放射線被曝に留意する。

⑥ 救急活動

ア 放射線被曝を受け、又はその恐れのある者は、放射線障害を治療できる医療機関に搬送する。

イ 搬送に際しては、汚染拡大防止に十分留意する。

ウ 救急資機材の処理は、関係者の意見に従い行う。

⑦ 消火活動

ア 使用する消防水利、消防進入路、注水及び残火整理等については、関係者の意見を尊重して行う。

イ 排水系統を確認し、汚染拡大防止を図る。

⑧ 保健対策

健康部は、放射線被曝の恐れによる健康不安のある市民への健康相談及びカウンターによる被曝の有無確認のできる体制を整備しておく。

(4) 放射性物質の不法廃棄等への対応

消防部は、放射性物質を発見した旨の通報を受けたときは、県、原子力規制委員会に連絡するとともに、必要に応じて放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとる。

■ 大規模事故災害対策編

[予防・応急対応計画] 6. 原子力等事故災害

【連絡先】

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房総務課 事故対処室

TEL 03-5114-2112

FAX 03-5114-2183

【確認・連絡すべき事項】

- ① 発見場所
- ② 連絡担当者の氏名/連絡先
- ③ 発見した物質の詳細（名称、状態、表示、形状、重量、寸法等）
- ④ 放射性物質の保管状況（住宅の有無など周囲の状況等）
- ⑤ 放射線量の値（測定器までの距離など測定条件、測定器等）
- ⑥ 放射性物質の所有経緯
- ⑦ 放射線性同位元素等規制法や原子炉等規制法の許可等の有無
- ⑧ 他機関への連絡の有無

(5) 市民の安全の確保

① 避難及び立ち入り制限等

ア 市長(消防署長)は、住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、放射線危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対し、「災害対策基本法第63条(市町村長の警戒区域設定権等)」等に基づき、立ち入りを禁止するとともに、当該区域から退去を命じる。

イ 市長(消防署長)は、地域住民の安全の確保を期するため、状況により国等の専門家の意見を参考に、放射線警戒区域の居住者、滞在者その他の者に対し、「災害対策基本法第60条(市町村長の避難の指示等)」等に基づき避難指示を発令する。

ウ 避難指示の伝達等は、「地震・津波対策編 応急対応計画 第6章 避難計画」による。

② 安全管理

ア 危機管理部は、最終的には事業者、原子力規制委員会の測定結果等による判断を待ち、安全を確認するとともに、事業者等に放射性物質の除去を依頼する。

イ 危機管理部は、事業者、原子力規制委員会の測定結果等により安全が確認された場合は、その旨を広報する。

(6) 市民への広報

ア 危機管理部等は、放射性物質事故災害が発生し、又は発生する恐れがあることを知った場合は、直ちに県等に報告するとともに、避難指示を行う必要がある場合は、直ちに、防災行政無線同報系、消防広報車等を活用し、発令する。

イ 危機管理部は、放射性物質事故災害が発生した場合、消防部の現場測定結果及び専門機関等への確認の結果等に基づいて、市民生活にまず影響がないと判断した場合は、市民の不安を軽減するため、速やかに情報を提供する。

また区長は、地域団体の代表者等へ状況を連絡するとともに、状況によっては、チラシ等の配布により区民へ広報する。

(7) 各種相談の実施

市民からの相談又は要望事項を聴取する相談体制については、「地震・津波対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画 2-4 災害時の広聴・相談体制」に準ずる。

6-3 原子力発電所事故災害

1. 基本方針

原子力発電所等の原子力施設における事故災害への備えは、原子炉等規制法等の関係法令に基づき、国及び事業者において万全を期すべきものであるが、発生時の事態の重大性に鑑み、国及び事業者の役割を明確にしつつ、県と連携しながら対応する。

事故等への対応については、原子力災害対策指針において、原子力施設から概ね 30km 圏外の地域における一般則としての対応が記載されている。また、本市への直接的な影響があるという具体的な災害想定は示されていない。

本市では、原子力施設の事故により市域において避難・一時移転が必要となる可能性は小さいことから、基本的に自然災害に備えて整備した防災体制や防災施設・設備の有効活用を図ること、また必要な人材及び防災資機材の確保等については国、指定公共機関、原子力事業者等との連携による対応を図ること、を基本とする。

原子力施設における事故災害が発生した場合、大規模な放射性物質の放出などにより、広域的な観測体制、避難活動等の対応が必要となるおそれがある。そのため、関西広域連合及び構成団体では、連携県と連携して行う広域的な対応策として「関西防災・減災プラン 原子力災害対策編」を定めており、本市では同計画に基づき、広域的な連携のもとで対応することとする。また、特に府県を越える広域避難については、「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（以下、「広域避難ガイドライン」とする。）に沿って対応することを原則とする。

2. 災害予防対策

(1) 組織体制の整備

- ① 消防部は、原子力発電所事故災害時において、「(5)モニタリング体制の整備」に定めるモニタリングの結果をふまえ、必要に応じて放射線の測定を行うことで、円滑な消防活動を行うことができるよう、放射線の測定機器等を整備する。
- ② 健康部は、放射線被曝を受け、又はその恐れのある者の収容医療機関の情報を把握しておく。

関西広域連合は、原子力災害発生時の対応を迅速かつ円滑に実施するため、平常時から、構成団体、連携県、国、原子力事業者、その他関係機関・団体との緊密な連携のもと、以下に示す体制整備や訓練等に取り組み、原子力災害に備えることとしている。

(2) 研修・訓練の実施

原子力発電所事故災害の対策に関する研修・訓練等は、「6-2 放射性物質事故災害 2. 災害予防対策 (3) 研修・訓練の実施」に準じて行う。

(3) 情報の収集・連絡体制の整備

原子力発電所事故災害が発生した場合、本市は、広域連合を通じて原子力事業者からの情報を収集する。

庁内の連絡体制は、「6-2 放射性物質事故災害 2. 災害予防対策 (4) 情報の収集・伝達体制の整備 ③庁内の連絡体制」に準じて行う。

(4) 災害広報体制の整備

① 市民への広報の体制整備等

原子力発電所事故災害が発生した場合、市民等への事故災害に関する情報の伝達については、「地震・津波対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画 2-2 災害時の広報活動」に準ずる。

国及び県と連携し、市民等に提供すべき情報の項目について整理し、あらかじめ文例を検討しておくこととする。

■ 大規模事故災害対策編

[予防・応急対応計画] 6. 原子力等事故災害

情報の伝達手段は「6-2 放射性物質事故災害 2. 災害予防対策 (4) 情報の収集・伝達体制の整備 ④ 情報収集・伝達手段の確保」に準じて確保する。また、緊急情報の伝達に際しては、「共通編 予防計画 第2章 2-3 広報関係の応援協定」に準ずる。

② 要配慮者への情報伝達方法

市は「地震・津波対策編 応急対応計画 2. 情報収集・伝達・広報計画 2-5 要配慮者等に関する情報の収集および提供」に準じて、要配慮者に対する情報伝達体制を整備する。

(5) モニタリング体制の整備

関西広域連合の構成府県は、周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を評価する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施することとなっている。

市は、国がホームページで公表するモニタリングポストの測定結果等により、モニタリング情報を収集する。

表 6-3-1 兵庫県内のモニタリング設備設置の一覧

(平成 31 年 9 月末時点)

測定主体	測定形態	測定場所
兵庫県	固定型ポスト	県立工業技術センター（神戸市） 尼崎総合庁舎（尼崎市） 姫路総合庁舎（姫路市） 豊岡総合庁舎（豊岡市） 柏原総合庁舎（丹波市） 洲本総合庁舎（洲本市）

※原子力規制委員会ホームページよりモニタリング情報の確認が可能。

(6) 防護措置に係る体制の整備

① 情報収集・伝達体制の整備

市は、防護措置の必要性を判断するための情報を迅速に収集し、必要に応じて防護措置の指示を住民等に伝達する体制を整備する。

② 避難退域時検査、除染の体制整備

市は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資器材の調達に努める。

(7) 県外からの避難の受入れ体制の整備

福井県の嶺南地域にある 15 基の原子力施設の UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）は、福井、滋賀、京都 3 府県にまたがり、地域内には約 47 万人の住民が居住している。万一原子力発電所事故災害が発生した場合は、これら住民の円滑な避難が求められる。

UPZ を含む府県・市町は、防災基本計画により、あらかじめ広域避難計画を策定することとされている。広域避難計画の策定に当たっては、各府県・市町とも、どのような原子力発電所事故災害が発生しても域内住民が円滑に避難できるよう、UPZ 全体で避難が必要となる規模の災害を想定し、複数の避難先を確保することとしている。

広域避難ガイドラインでは、府県域を越える避難（以下「広域避難」という。）について、避難元府県から関西広域連合への受入要請（福井県は兵庫県へ受入れを要請）に基づき、広域連合において調整を行い、福井県の一部、滋賀県、京都府の約 28 万人について、広域連合構成団体に受入れを行うこととしており、本市関係では次のとおり受け入れを行うこととなっている。

本市としては広域避難ガイドラインに沿って広域避難の受け入れに協力することとし、その受け入れ体制の整備に向けて、次の事項について検討する。

① 情報連絡体制の整備

県外からの避難者の受入を迅速かつ円滑に行うことができるように避難元の自治体と連絡先を交換するなど、情報連絡体制を整備する。

② 受入体制の整備

広域避難を受入れるための組織体制を予め定める。

③ 避難所の指定

避難元市町における居住地に対応する受入避難所のマッチングや場所は、広域避難ガイドラインに示す。

④ 必要物資の把握、配布手順の確認

避難元市町からの情報を踏まえ、避難所において、食料、飲料水及び生活必需品を速やかに確保できる体制を整備する。また、一般災害に準じて、物資の配布についてあらかじめ手順を定めておく。

表 6-3-2 広域避難の避難元、避難先

避難元	UPZ 内人口 (人)	第 1 避難先 (府県内)	第 2 避難先 (府県外)
福井県	42,383	福井県内	
	鯖江市 越前市		石川県
	敦賀市		奈良県
	小浜市 高浜町 おおい町 若狭町		兵庫県
滋賀県	49,878	滋賀県内	大阪府（中部方面への避難も想定）
京都府	108,929	京都府内	兵庫県、徳島県（京都市 253 人を除く）
計	472,751		

出典：原子力災害に係る広域避難ガイドライン

表 6-3-3 広域避難計画の総括表（抜粋）

避難元府県	避難元市町	対象人口	避難先府県	避難先市町	受け入れ人数
京都府	舞鶴市	77,222	兵庫県	神戸市	30,827
				尼崎市	14,041
				西宮市	15,752
				淡路市	1,456
			徳島県	鳴門市 松茂町 北島町	15,146

出典：原子力災害に係る広域避難ガイドライン

■ 大規模事故災害対策編

[予防・応急対応計画] 6. 原子力等事故災害

(8) 原子力発電所事故災害に関する知識の普及啓発

市民が原子力発電所事故災害に関する正しい理解を深めることができるよう、県や関係機関と連携し、普及啓発を行う。普及啓発の実施方法は、「共通編 予防計画 第1章 防災・減災の基本的な取組み 1-3 防災意識を高めるための取組み」に準ずる。

3. 災害応急対策

(1) 災害時の伝達方法

防災関係機関等に対する災害発生状況の伝達は、「2. 災害予防対策 (3) 情報の収集・伝達体制の整備」で予め定めた伝達系統により行う。

(2) 防災関係機関等との連携

防災関係機関等との連携は、「地震・津波対策編 応急対応計画 第3章 広域連携・受援体制 3-1 広域応援要請、3-2 自衛隊の派遣要請」に準ずる。

また、必要に応じて、「共通編 予防計画 第3章 広域連携・応援体制の整備 3-3 災害応援の仕組み」に記載の民間事業者・団体等との協定に基づき、協力を要請する。専門家への協力要請が必要な場合は、県に対して派遣を要請する。

(3) 市民への広報

原子力発電所事故災害発生時には、被災状況、応急対策の実施状況、住民の取るべき措置等について積極的に広報を行う。広報事項の内容は確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報を行う。広報の手法は、「地震・津波対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画 2-2 災害時の広報活動」に準ずる。

(4) 各種相談の実施

市民からの相談又は要望事項を聴取する相談体制については、「地震・津波対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画 2-4 災害時の広聴・相談体制」に準ずる。

(5) モニタリング活動の実施

① 空間放射線量率の把握

市は、国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、県や国と連携し、市内への影響を調査する。

原子力規制委員会 放射線モニタリング情報 https://radioactivity.nra.go.jp/ja/
--

② 飲料水・食品等の放射性物質濃度測定の実施

水道部は、国からの指示等により、水道水の放射性物質の濃度測定を実施する。市は、県が実施する飲料水・食品等の放射性物質の濃度測定が円滑に行われるように協力する。

(6) 屋内退避等防護措置の実施

原子力施設における事故等の発生時に市域で実施する屋内退避等の防護措置について定める。

① 屋内退避の準備

市は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、住民等に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

② 屋内退避の指示の広報

大規模な放射性物質の放出があり、施設の状況や国、県及び原子力事業者が実施する緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国から屋内退避の指示があった場合、「(3) 市民への広報」に準じて、速やかに住民に対し広報を行う。

③ 避難・一時移転の実施

市は、国からの指示があった場合、住民の避難・一時移転を実施する。その際、指示の内容について、「(3) 市民への広報」に準じて、速やかに住民に対し広報を行う。

また、自然災害を原因とする緊急の避難が必要になった場合、住宅等の倒壊により屋内退避が困難な状況が生じるおそれがある場合には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

④ 避難所の開設、運営体制

市は、住民等の市内における避難・一時移転を実施することとなったときは、必要に応じて避難所の開設・運営を行う。

避難所の開設・運営の方法、手順、避難状況の報告は、「地震・津波対策編 応急対応計画 第7章 避難所の開設・運営 7-3 避難所の開設・運営」に準ずる。

⑤ 防護措置の必要がなくなったときの公示

市は、防護措置の必要がなくなった場合「(3) 市民への広報」に準じて、速やかに住民に対し広報を行う。

⑥ 広域避難が必要になった場合の県、隣接市町に対する協力要請等

市は、県内他市町域への広域一時移転の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れを協議する。

市は、他の都道府県への広域一時移転の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れを協議するよう求める。

これらの広域避難については、「地震・津波対策編 応急対応計画 第6章 避難計画 6-4 他都市への避難」に準ずる。

(7) 要配慮者に対する対応

要配慮者に対する対応については、「地震・津波対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画 2-5 要配慮者等に関する情報の収集及び提供、2-6 要配慮者の安否確認と福祉ニーズの把握」に準ずる。

(8) 交通の確保対策の実施

原子力発電所事故災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保対策について定める。

① 被災情報及び交通情報の収集

原子力発電所事故災害発生後、道路管理者及び県警察本部は緊密に連携し、それぞれ所管する道路又は地域について、被災状況等を把握し、通行の禁止又は制限に関する情報収集に努める。また、市の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努める。

② 管理道路の交通確保の方法

道路管理者は、原子力発電所事故の発生により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険、被害拡大を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

③ 広報の方法

道路管理者及び県公安委員会は、避難車両や緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ広く市民に周知する。

(9) 医療及び健康相談の実施

住民等を対象とする健康相談等の実施、相談窓口の設置、医療救護活動の実施について検討を進める。

(10) 飲料水・食品等の出荷制限、摂取制限

水道部は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

4. 県外からの避難者の受入れ

(1) 広域避難に係る情報伝達と避難所の開設・運営

県からの要請に基づき、関係部局や避難所の施設管理者に連絡し、避難所の開設準備を行う。

(2) 避難ができない場合

市は、災害等やむを得ない理由で広域避難ガイドラインに定めた広域避難の受入が困難となった場合、速やかに県に報告する。

(3) 避難所の開設・運営

他の自然災害と同様に避難所ごとに職員を配置し、人員が不足する場合は県に応援職員を派遣するよう要請する。避難所の開設期間は、おおむね2か月程度を目安とする。

(4) 避難所の運営の引継ぎ

避難者の受入れがおおむね完了し、避難元市町による避難所での運営体制が整った段階で、避難元市町と協議し、避難者の受入れ及び避難所の運営に関する業務を避難元市町に引き継ぐ。ただし、避難元市町と協力して、市から直接避難者の自主運営に引き継ぐことも検討する。市は、避難元市町に避難所の運営を引き継ぐまでの間、県と連携して避難所運営に必要な物資を確保するほか、運営主体を引き継いだ後においては、避難元市町の求めに応じて、必要な物資の確保などに協力する。

(5) 避難者の相談および情報提供

市は、避難者の様々な意見・相談等に適切に対応できるよう避難元市町が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力する。

また、避難元市町と連携し、避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの避難生活に必要な情報や、帰還支援に関する情報の提供に努める。

5. 災害復旧計画

(1) 放射性物質による環境汚染への対処

市は、事業者等が行う放射性物質による環境汚染の除去に対し、必要な協力を行う。

(2) 各種制限措置の解除

市は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、応急対策として実施された立入制限、飲料水・食品等の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の制限措置を解除する。

(3) 風評被害等の影響の軽減

市は、原子力発電所事故災害によってなされた各種制限措置が全て解除されたときは、市域における安全が回復した旨を発表する。

市は、風評による影響を受けた観光などの業界に対し、地元製品のPR、誘客キャンペーン、物産展等による支援を検討する。

(4) 心身の健康相談体制の整備

市は、県や国、専門家の意見を聴いて、必要に応じて、応急対策にあたった職員、防護対策

を講じた地域の住民等を対象とする健康調査を実施する。その際、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、こころのケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価の必要性を考慮する。

また、通常健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じて県や国、専門機関の相談窓口を紹介する。

第7章 その他の事故災害対策

本章では、石油コンビナート災害及び危険物、有毒物取扱施設災害、多数の市民の生命、身体が危険となるその他の事故災害についての対策について定める。

【 構 成 】

7-1 石油コンビナート災害

7-2 危険物・有毒物取扱施設災害

7-3 その他の事故災害等対策

実 施 担 当 部	担 当 業 務
消 防 部	・石油コンビナート等災害防御要綱等による活動に関すること ・危険物、有毒物取扱施設等の災害予防対策及び災害発生後の火災害防止等応急措置に関すること ・その他事故災害における救助・救急に関すること

7-1 石油コンビナート災害

消防部は、石油コンビナート等特別防災区域(防災 DB 大予防 資料 7-1-1) (石油コンビナート等災害防止法昭和 50 年法律第 84 号) に係る災害防御について、兵庫県石油コンビナート等防災計画(兵庫県石油コンビナート等防災本部策定)によるほか、警防規程(神戸市消防局)に基づき化学消防を主体として防御を図る。

1. 石油コンビナート等特別防災区域の災害防御計画

石油コンビナート等特別防災区域に係る災害対応について、「石油コンビナート等災害防御要綱」に基づき災害の拡大防止と鎮圧に当たる。

(1) 要綱の基本方針

- ① 兵庫県石油コンビナート等防災計画及び関係機関との関連を明確にする。
- ② 災害の状況により、次のとおり配備体制をとる。

配備体制	災害の状況	消防隊等の動員	指揮体制等
第 1 次 配備 体制	発災事業所の自衛防災組織及び第 1 泡放射中隊の消防力に対応し得る状況	1. 発災事業所自衛防災組織を出動させる。 2. 第 1 泡放射中隊を出動させる。 3. 応援事業所の資機材(泡放射中隊を除く)を応援出動させる。	防災本部に連絡する。 消防現場指揮所を開設する。
第 2 次 配備 体制	第 1 次配備体制に加えて更に応援事業所自衛防災組織の応援出動によらなければ鎮圧が困難な状況	1. 第 1 種動員 応援事業所の泡放射中隊を出動させる。	防災本部に連絡する。 消防本部指揮所を開設する。
第 3 次 配備 体制	大規模な災害に移行し、関係機関による総合活動を行うため、現地防災本部(以下「現地本部」という)を設置する必要がある状況	1. 現地本部設置のみで第 1 種動員以上の動員は行わない。 2. 第 2 種動員 他地区の自衛防災組織の応援を要請する。 3. 第 3 種動員 他地区の消防機関の応援を要請する。 4. 第 4 種動員 自衛隊の出動を要請する。	現地本部の設置を防災本部に要請し、設置計画により設置する。

- ③ 特定事業所との連携を強化し、消防隊と自衛防災組織が一体となって火災防御に当たる。

(2) 部隊運用の効率化

- ① 危険物施設ごとに防御計画を作成し、部隊運用の効率化を図る。
- ② 泡放射、補給等の任務別に部隊を編成する。
- ③ 出動部隊数の基準を明確にする。

(3) 防御活動の効率化

- ① 現場指揮所、本部指揮所を開設し、指揮体制を強化する。
- ② 大規模火災となった場合は、現地本部(現地本部長は神戸市長)を設置して、防災本部及び火災現場との連絡調整を行う。
- ③ 泡薬剤等資機材補給計画により、補給活動の円滑化を図る。
- ④ 情報資料収集及び関係先への情報伝達を積極的に行う。
- ⑤ 災害の状況が神戸市域内の消防隊、事業所自衛防災組織の消防力、資機材で対応できない規模となった場合は、防災本部を通じ、他市町へ応援を要請する。

7-2 危険物・有毒物取扱施設災害

市内には、危険物、火薬類、高圧ガス等の貯蔵所、取扱所等が多数あり、地震時には振動等による火災、延焼、爆発、飛散、漏洩等の災害が考えられる。

これらの施設については、関係法令により保安監督者、保安責任者等施設の保安に関する責任者が定められ、予防規程、危害予防規程等により、自主保安体制の強化が図られているが、地震時には消防機関等公的防災機関による対応が遅延することも予想されるため、災害の未然防止及び発災時における被害を最小限に止める措置の項目を強化し、自主保安体制の整備をより強力に指導することで、各施設において適切な措置が実施できる体制を確立させる必要がある。

本節では、危険物、毒劇物、高圧ガス、火薬類関連の各施設の防災計画について必要な事項を定める。

1. 危険物施設

(1) 災害発生時の対応

事業所の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、予防規程等に基づき、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 危険物の流出及び爆発のおそれのある作業及び移送の停止
- ② 施設の応急点検
- ③ 火災の防止措置

(2) 事前の指導

消防機関は、前述(1)の措置が迅速に取れる体制及び次の項目について指導する。

- ① 近隣事業所相互による自衛消防組織の協力体制の確立
- ② 災害発生時における迅速、確実な状況の把握、及び消防機関への早期通報実施体制の確立

(3) 訓練実施の指導

消防機関は、前述(1)の項目について、定期的に訓練を実施させ、必要があれば訓練に立会い指導する。

2. 火薬類、高圧ガス(LPGを含む)施設

(1) 災害発生時の対応

各事業所が危害予防規程に基づき、応急措置及び資機材の調達を行うことを原則とするが、消防部は、各施設で対応できない災害の通報を受理したときは、消防車両を現場に出動させ、災害防御に当たる。また、状況に応じて現地対策本部を設置する。

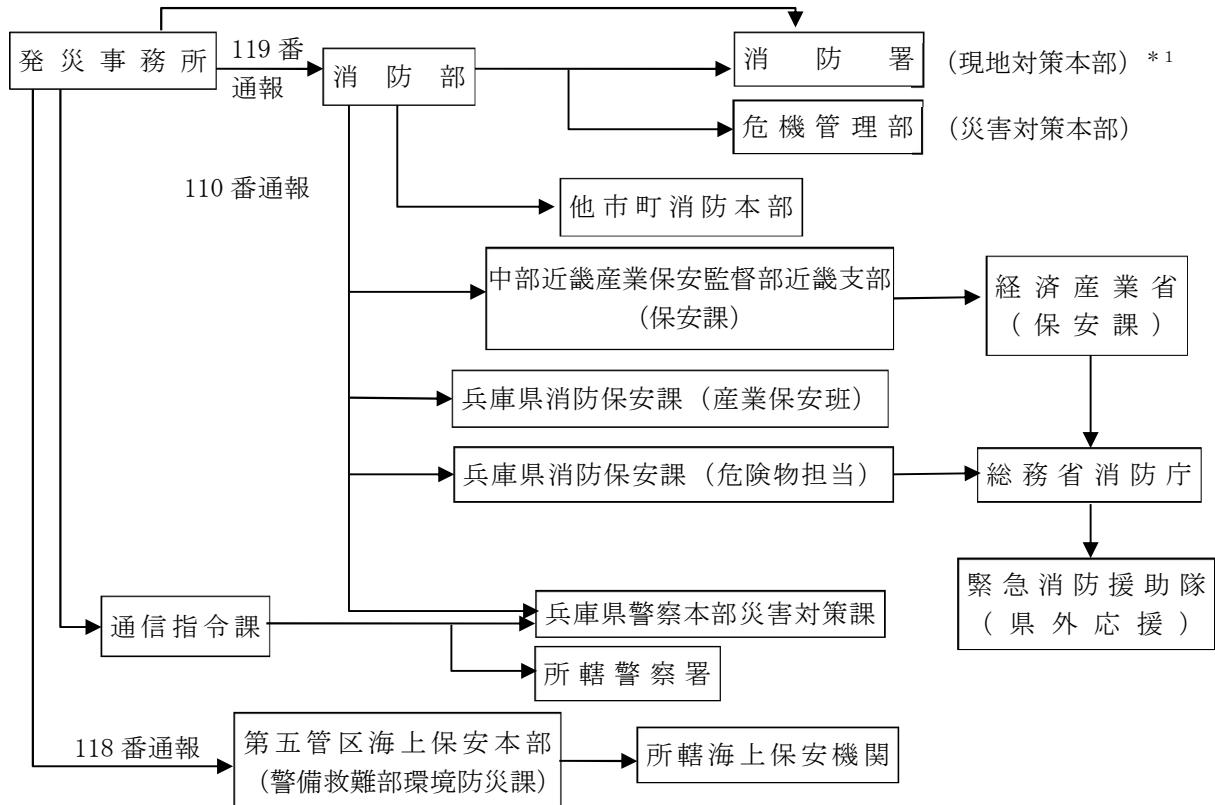
(2) 異常の有無等の通報

関係事業所の保安責任者等は、地震発生時における災害を未然に防ぐため、また、災害発生時の被害を最小限に止めるため、迅速、的確な通報を実施する。

また、地震発生後、迅速に施設の点検及び災害防止措置を実施し、その結果を消防機関に通報する。

(3) 災害覚知時の連絡体制

以下のとおりとする。



* 1 消防署は、避難指示等の可能性があるときは区事故対策本部へ連絡するとともに、必要に応じて災害時初動対応チームの構成メンバーにも連絡する。

担当：兵庫県消防保安課 危険物担当（消防広域応援） 電話 362-9824

3. 毒物、劇物取扱施設

- ① 主管機関：健康局保健所医務薬務課 電話 322-6796
- ② 対応は火薬類、高圧ガス（LPG含む）施設と同じ

7-3 その他の事故災害等対策

1. 対象事故等

事故等のため、多数の市民の生命、身体が現に危険にさらされ、若しくはさらされる恐れがあり、早急に救出などを行う必要がある場合であって、概ね次に該当する事故などを対象とする。

- ① 危険物及び毒性ガスの爆発、流出、漏洩等に起因する事故
- ② 建物、大規模工作物の倒壊に起因する事故
- ③ 集団的に発生する食中毒事故等に起因する事故
- ④ 祭礼等不特定多数の者が集合する場所で発生する事故
- ⑤ その他物理的、人為的原因又は自然現象に起因する事故等

2. 応急対応

(1) 基本方針

消防機関及び警察が主体となり、相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。救出活動が困難な場合は、自衛隊及び兵庫県広域消防相互応援協定等に基づく応援を要請する。

(2) 応急活動等

① 神戸市全域災害時

- ア 各消防署単位でその管轄区域内の救助活動を行う。ただし、特殊な救助技術が必要とする場合は、その状況により救助隊、特殊災害隊及び航空隊等の派遣を要請する。
- イ 消防団員は災害現場において、警戒区域の設定、現場警戒、傷病者の搬送支援等、消防隊の活動支援を行う。
- ウ 救出した負傷者は、トリアージタグを活用してトリアージを行い、応急処置を実施した後、トリアージタグの優先順に従い医療機関へ搬送する。負傷者多数の場合は、その状況を管制室に連絡し、救急隊の応援を要請する。救急隊の派遣が得られないときは、広報車隊等により対応する。
- エ 復旧作業や特殊な機器を必要とする作業については、関係機関と緊密な連携を図る。

② 単発的災害時

- ア 5人程度以上20人程度以下の傷病者等が発生し、又は発生したと予想される災害を「多数傷病者発生災害」という。
- イ 30人程度以上の傷病者等が発生し、又は発生したと予想される災害を「大規模災害」という。
- ウ 上記ア、イの災害に対しては、消防局制定の「大規模災害運用要綱」を運用する。
- エ 救急隊の部隊運用については、消防局の「傷病者対応局面救急隊活動要領」の定めるところによる。

③ サリン等毒性ガス発生における救急・救助活動

- ア 部隊の運用
 - (ア) 司令課は、地下街等でガス中毒等の通報を受信した場合、有毒ガス関連災害であることを前提とした出動を指令する。
 - (イ) 傷病者が30名以上発生したと予想される場合は、大規模災害出動を適用する。
 - (ウ) 同時多発時の部隊運用については大規模災害出動とし、状況によって高次出動を指令する。
 - (エ) 現場最高指揮者は、早期に現状を把握し、増強隊の要請、警戒区域の設定など臨機に被害の拡大防止に努める。
 - (オ) 救助隊は、陽圧式化学防護服及び各種防護服を着装して活動する。
 - (カ) 救急隊は、災害拠点病院である神戸市立医療センター中央市民病院、神戸大学医学部附属病院、兵庫県災害医療センター、神戸赤十字病院をはじめ、兵庫県広域災害・救急医療情報システム等を活用し、システム参加医療機関の受入情報に基づき、受傷者を搬送する。

イ 受傷者の確認、把握等については、「傷病者対応局面救急隊活動要領」に基づきトリアージタグを活用する。

ウ 現場活動した職員の安全確保

(ア) 毒性物質は、呼吸器はもとより皮膚、粘膜等からも吸収されるので、安全確保のためには、汚染物質を濾過する機能を持った呼吸保護器具または空気呼吸器により、呼吸の安全を確保するのみならず、皮膚、粘膜等を露出しないよう衣服、ゴム手袋等を確実に装着する必要がある。

(イ) 119 番通報の内容や現場の状況から、毒性物質による影響があると判断した場合は、直ちに安全確保措置を確保した隊等が対応することとし、その他の隊は不用意に近づかない等細心の注意を払う。

また、陽圧式化学防護服を保有する隊を積極的に活用するとともに、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣を要請する。

(ウ) 毒性物質に汚染された防護服は、活動のつど大量の水で洗い流す。また、衣服等については、ポリエチレン製のごみ袋に分別して持ち帰り、中性洗剤により洗浄した後、大量の水で洗い流す。

エ 「サリン等による人身被害の防止に関する法律」の施行

(ア) 「サリン等による人身被害の防止に関する法律」(平成 7 年法律第 78 号)が平成 7 年 4 月 21 日に公布された。この法律は、サリン等の製造、所持等を禁止するとともに、これを発散させる行為についての罰則及びその発散による被害が発生した場合の措置等を定めることを目的としている。

○サリン等の発散による被害発生時の措置に関する事項(第 4 条第 1 項)

警察官・海上保安官又は消防吏員は、サリン等又はサリン等である疑いがある物資の発散により、人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、関係法令の定めるところにより、以下について処置するものとする。

- a その被害に係る建物、車両、船舶その他の場所への立ち入りの禁止
- b これらの場所にいる者を退去させること
- c サリン等を含む物品その他のその被害に係る物品の回収、廃棄
- d その他その被害を防止するための必要な措置

(イ) (ア)の場合、消防吏員は警察官又は海上保安官と相互に緊密な連携を保つ。

オ 関係行政機関等の協力関係に関する事項(第 4 条第 2 項関係)

第 4 条第 1 項に関し、消防長又は消防署長は関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、技術的知識の提供、装備資機材の貸与その他必要な協力を求めることができる。

カ 国民との協力関係に関する事項(第 4 条第 3 項関係)

国民は、サリン等若しくはサリン等である疑いのある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し、又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに消防吏員等にその旨を通報するとともに、消防吏員が行う第 4 条第 1 項の措置の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

④ 経費の負担

救出のために要する経費は各機関の負担であるが、災害救助法適用の場合は、舟艇その他搜索に必要な機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費等については、県の負担となる

■ 復旧計画

被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施に当たっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。

第1章 公共施設の災害復旧

1. 復旧事業の対象

道路・河川等の公共土木施設並びに電気、水道、ガス、交通等の都市施設は、市民生活の根幹をなすものであり、極めて重要な機能を持っている。このため、災害復旧事業の対象として次の事業を実施する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 道路、橋梁災害復旧事業
- ② 港湾施設災害復旧事業
- ③ 河川災害復旧事業

(2) 都市災害復旧事業

- ① 街路災害復旧事業
- ② 都市下水道施設災害復旧事業
- ③ 公園施設災害復旧事業
- ④ 市街地埋没災害復旧事業

(3) 農業用施設災害復旧事業

(4) 上水道施設災害復旧事業

(5) 工業用水施設災害復旧事業

(6) 下水道施設災害復旧事業

(7) 住宅災害復旧事業

(8) 社会福祉施設災害復旧事業

(9) 市立医療施設、病院等災害復旧事業

(10) 学校教育施設災害復旧事業

(11) 社会教育施設災害復旧事業

(12) その他災害復旧事業

2. 事業実施に伴う国の財政援助等

法律等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費については、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行う。

法律等により負担又は補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

法 律	補 助 を 受 け る 事 業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設等の復旧
感染症法	感染症予防事業、指定感染症病院等復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
生活保護法	生活保護施設の復旧
児童福祉法	児童福祉施設の復旧
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設の復旧
老人福祉法	老人福祉施設の復旧
精神薄弱者福祉法	精神薄弱者援護施設の復旧
売春防止法	婦人保護施設の復旧
砂防法等	土砂災害防止対策
鉄道軌道整備法	鉄道施設の復旧

3. 激甚災害の指定

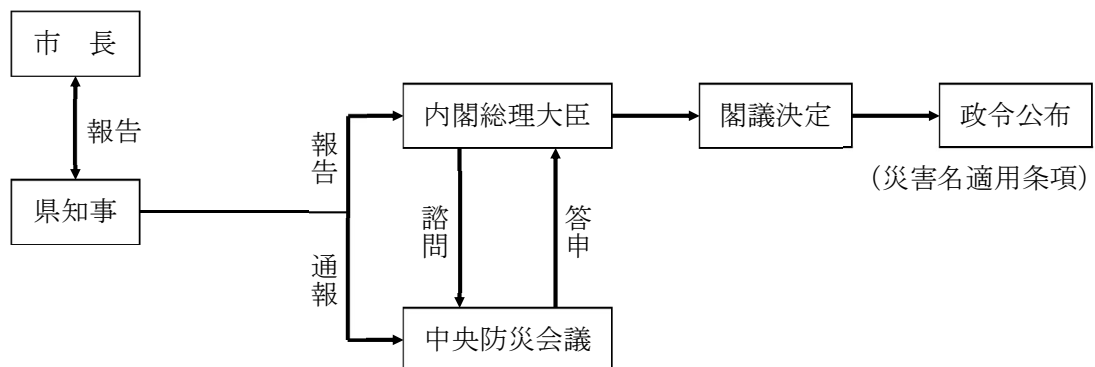
激甚災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和 37 年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚法」という。）が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

本市に大規模な被害が発生した場合は、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧事業を実施する必要がある。激甚法の指定の手続きについて以下に示す。

(1) 激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



(2) 調査報告

本部長（市長）は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告する。

(3) 特別財政援助の交付にかかる手続き

本部長（市長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

4. 激甚法に定める事業

激甚災害にかかる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

下記以外の復旧事業についても、単独災害復旧事業等として地方債の発行が認められているものもあるので、事業の執行にあたっては、被災状況のわかる写真、工事写真、完成写真、設計書・工事図面等、復旧事業の概要を把握できる資料を可能な限り確保する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

① 公共土木施設災害復旧事業

(河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園) など

② 公共土木施設災害関連事業

(災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う公共土木施設の新設、改良)

③ 公立学校施設災害復旧事業

④ 公営住宅等災害復旧事業

⑤ 生活保護施設災害復旧事業

⑥ 児童福祉施設災害復旧事業

⑦ 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム災害復旧事業

⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

⑨ 知的障害者更生施設・知的障害者授産施設災害復旧事業

⑩ 婦人保護施設災害復旧事業

⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業

⑫ 感染症予防事業

⑬ 堆積土砂排除事業

・河川、道路、公園その他の施設への堆積土砂の排除

・それ以外の区域の堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの、又は放置することが公益上重大な支障があると認めたものの排除

⑭ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助

⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

■ 大規模事故災害対策編

〔復旧計画〕 1. 公共施設の災害復旧

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ・付保限度額の別枠設定
 - ・保険填補率の引き上げ $70/100 \Rightarrow 80/100$
 - ・保険料率の引き下げ
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ・償還期限の延長 2年以内
- ③ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
 - ・再建融資の利率の引き下げ（商工中金）
政令で定める利率（特別被害者については3%）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ア 予算の範囲内において2/3を補助することができる。
 - イ 対象事業
公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める社会教育施設の災害復旧事業
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ア 予算の範囲内において1/2を補助することができる。
 - イ 対象事業：私立の学校の災害復旧事業
- ③ 市町村（指定都市を除く）が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - ア 母子寡婦世帯への貸付金の財源となる国の貸付金割合の引き上げ
国：地方 $2:1 \Rightarrow 3:1$
 - イ 災害を受けた年度及びその翌年度
- ⑤ 水防資材費補助の特例
 - ア 補助率の引き上げ $1/3 \Rightarrow 2/3$
 - イ 水防管理団体が水防のために使用した資材に関する費用
- ⑥ り災者のための住宅建設事業に対する補助又は融資の特例
 - ア り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - ・激甚災害により滅失した住宅に、災害の当時居住していた低額所得者に賃貸するため、災害公営住宅を建設する場合
 - ・補助率の引き上げ $2/3 \Rightarrow 3/4$
 - ・補助対象戸数 滅失戸数の3割 $\Rightarrow$ 5割
 - イ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ・激甚災害により滅失した産業労働者住宅に災害の当時居住していた産業労働者の居住に供するため、住宅を建設する場合
 - ・償還期限の3年延長、3年以内の据置き期間の設定
- ⑦ 小災害復旧債の利子補給
 - ア 小災害復旧債 — 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業で小規模なものにあてるための起債
 - イ 元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。